

議 事 録

平成26年第2回定例会

[一般質問]

平成26年6月26日（木）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を、昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 8番 久保大六議員
久保議員	おはようございます。 本日、議会2日目、一番目の質問者になりました。しっかりと質問させていただきます。執行部におかれましては、簡潔なる答弁をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。 それでは、早速でございます。質問に入ります。 まず初めに、子どもたちの健全育成と学校運営について、6点質問をいたします。 まず1番目の、無遅刻、無欠席に対する表彰について、でございますが。 近年、不登校や保健室通学者が多く、問題になっております。 1年間、さらには3年間、6年間における無遅刻、無欠席の生徒がおられるということは、素晴らしいことでございます。 以前より、一般質問の中で、この無遅刻、無欠席の生徒に対し、年度末や卒業式において、表彰をするべきだとお願いをしてきた経緯がございます。 現在、それぞれの学校におきます、この3年間、6年間における無遅刻、無欠席の生徒の人数、さらには、この表彰はどのようになっているのか、担当課長、説明をお願い申し上げます。
議 長	教育課長
教育課長	おはようございます。 お答えいたします。 この質問につきましては、平成22年12月定例会において、同様の質問がなされております。そのときの答弁と大きく変わりがないことをご了承ください。 表彰についてですが、児童生徒に対する学校としての表彰でございます。無遅刻、無欠席、無早退を1年間、あるいは小学校で6年間、中学校で3年間通して達成した児童生徒に対する表彰、いわゆる皆勤賞でございます。 そこで、本町の小中学校の現状ですが、修了式のときに表彰が行われている状況です。各学校において、それぞれやられております。 中牟田小学校は、全体ではやっておりますが、修了式が終わった後、各学級で表彰が行われている状態でございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	教育長にお聞きします。 今、筑前町では、教育関係者が一丸となり、学力向上に向け全力を傾けてあります。結果的に、学力は確実に向上しつつあります。 しかし、学力も大事でございますが、それと同時に立派な社会人として育てるには、規範意識の確立と物事をやり遂げる気力、そして夢を育てることも大事な教育だと思います。 各学校での教育方針もありましようが、ぜひ、筑前町全校で、1年間、3年間、6年間におきます無遅刻、無欠席の生徒に対し、表彰をしていただきたい、このように思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員、お尋ねの皆勤者表彰についてでございますけれども、子どもたちが自分の健康に十分配慮しつつ、皆勤を目指して努力する。ここに教育的な意義があると、そのように考えております。 また、学習の構えづくりの上からも、たいへん重要であると、そのように思っているところです。 表彰の在り方等につきましては、学校運営上のことでございますので、各学校の校長の判断に任せたいと、そのように考えておりますけれども、ほめて育てることは、まさに教育の基本であり原点であると、そのようにも考えておりますので、今後とも推奨してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	特に、小学校6年間、中学校3年間、この無遅刻、無欠席、これは、子どもたちにとりましては、本当に金メダルに匹敵する出来事であります。ぜひ、全校での無遅刻、無欠席の生徒に対しての表彰、ぜひしていただきたい。 この表彰をすることによって、さらにこの金メダルですね、この金メダルを求めて、多くの子どもたちが追従してくれる、それに期待をしたいと、私は思っております。 学校のですね、いろいろ運営方針はございましょうけど、ぜひ、教育委員会としてご指導のほどをよろしくお願いを申し上げます。 それでは、2番目のエアコン導入による使用マニュアルについて、お聞きます。 このたび、全校におきますエアコン導入、これには多額の財源投入、そして経費として、かなりの電気代がかかることになります。 しかしながら、保護者や住民の方々、この前もですね、人が輝く会とか、女性の会との意見交換会をしました。その中で、たいへん喜びの言葉をいただきました。 やはり今の温暖化の中、ダイオキシン、PM2.5の発生の中で、子どもたちの健康、保護者や住民の方は心配されておりました。本当にこれはありがたいことでございます。今後の子どもたちの健康と学習能力の向上に期待をしたいものだと思っております。 その中で、このエアコン導入に対して、どうしても作らなければならないものとして、使用マニュアルがあります。 このエアコン導入事業、これは、夏休み中に設置工事が終わるということでございますが、担当課長にお聞きます。 9月からのエアコン使用予定に対しての使用マニュアル、これができているのか、もしできているとすれば、どのようなものか、簡単に、簡潔にご説明をお願い申し上げます。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各小中学校のエアコン導入につきましては、平成25年度の3月の議会により補正を行い、併せて繰越承認の議決を受け、本年度の4月に発注をしています。 工事契約につきましては、5月9日の臨時議会により、契約の承認をいただき、現在は学校との打ち合わせを定期的に行い、順調に工事が進捗している状況でございます。 今後におきましては、工事の進捗状況を把握し、施工監理等を十分に行いながら、当初計画どおり2学期当初から本稼働できるように進めていきたいと思っております。 議員ご質問の、エアコン導入による使用マニュアルにつきましては、先ほど申し上げ

	げましたように、今年の9月からエアコンの使用が本格的に開始されますが、この事業によって、より良い学習環境を維持することができる反面、課題として、環境負荷の増というのが、避けられない事実であります。地球環境に対する配慮も重要であると認識しています。 その2つのバランスを同時に応えていかなければならないことから、運用につきましては、各学校でバラバラに行われることは好ましくないと思っております。 このバランスを保ちながら、効率的なエアコンの運用を、各学校で統一的行うため、既存のエアコンの使用を含め、筑前町小中学校空調設備運用指針の策定につきまして、一昨年度のエアコン導入が決定した段階から準備を進めております。 主な指針の内容につきましては、空調設備を円滑に運用するため、夏季、冬季の稼働時間や設定温度、児童生徒の空調による体調管理、空調の運転操作の管理などをマニュアル化し、指針としてまとめています。 この指針に基づき、各学校で運用を統一するために、本稼働前には、この指針を各学校に配布、説明し、共通の認識と理解してもらうように、現在、計画している状況でございます。 これが、現在の指針でございます。 夏は28度、冬は20度ということを、設定を考えております。
議 長	久保議員
久保議員	教室の温度、これはですね、以前、調べていただいたことがあります。 教室の温度というのは、位置や高さ、これで大きな差が出ます。南側とか西側の教室、さらには3階の屋上に近い教室、これは、他の教室よりもかなり高温になります。 今言われた、統一されたマニュアル、これまたいへん大事なことでございます。 そこで、ちょっと教育長にお聞きします。 今回、このエアコン導入は、子どもたちの健康と学習能力の向上、これを考えての設置だと思います。使用マニュアルが必要だと思いますけど、各教室における使用は、温度差による柔軟性、これがあってしかるべきだと。一元化は必要でございますが、各教室による温度差による柔軟性、これをどのように考えてあるのか、見解をお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	教育長の答弁ということでございますが、私のほうから回答させていただきます。 このエアコン導入は、快適な授業環境をするために導入するものでありまして、何も使わないために導入するわけではありませんから、その点においては、今、久保議員が言われました、各学級において、差が出ることは当然であります。そのこともこのマニュアルに記載しております。 というのは、特別な状況における使用の場合ということで、何らかの事情により、児童生徒の健康を損なう恐れがある場合、原則範囲外であってもエアコンを使用できるとする。という項目を設けております。 また、具体的には、教育委員会事務局より、別途学校へ通知した場合、あるいは学校長が児童生徒の健康を損なう恐れがあると判断した場合などが考えられます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	私自身、このエアコン導入、たいへんうれしく思っております。 使用につきましてはですね、経費削減ありきではなく、やはり子どもの健康の状況を考えながらですね、また、1つ心配することは生徒、全教室でですね、エアコンを入れた場合に、カゼをひくとか、そういうごくわずかな方のご意見が出たりすることもあるかと思います。

	ぜひ、そういうところもしりり配慮しながらですね、柔軟性をもっていただきたい、このように思います。 それでは、次のケーブルテレビの導入について、質問をいたします。 現在、筑前町では、ケーブルテレビ、メックの導入により、わが町のみではなく、小郡、大刀洗の行政情報や地域情報、祭り、イベントなどの放映がなされております。情報の共有が大きく広がってまいりました。 しかしながら、光通信ケーブル事業での多額な投資にもかかわらず、関係者の努力のかいもなく、加入率の低さが問題となっております。 筑前町としての加入率促進に対し、どのような対策を取ってあるのか、まず、お聞かせをお願いしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 ご質問の件名が、こどもの健全育成と学校運営についてということでございますので、それに関連します加入促進策につきまして、答弁させていただきたいと思います。 まず、学校運営に関するものとしましては、5月に行われました小中学校の運動会がございます。 そういったふうな運動会また体育祭を主催しまして、そこに写ります子どもたちの姿、生き生きとした姿を、その映像につきまして、6月8日の日曜日にコスモスプラザにおいて、運動会放映会ということでですね、ご案内させていただいて、加入促進の取り組みを行っております。 それから、もう1つの、こどもの健全育成に関するものとしましては、例えば近々では、昨年のど〜んとかがし祭でありましたり、2月のうぐいすマラソン、それから、各地域のお祭りなど、参加される子どもたちの姿を放映することで、加入促進策を行っておるところでございます。 自分自身とか、また身近な友達の姿がテレビで放送されるというふうなことで、注目されることの喜びを感じるということ、また、同じ年の子どもたち同士の関係だけではなくて、年下の子から年上の子までですね、縦の関係の中で、子どもたちが成長し合うというふうなこと、そこ辺をですね、また、保護者とか祖父母を含めた、周りの大人たちが見てもらうということ。 そういったことでですね、地域全体で子どもたちを育む映像ということでですね、放送させていただいて、それを多くの人に見ていただくことによって、励みというふうなことにもなっていたらと思っております。 まだまだ加入率は低いということでございますので、町としましても、サービス提供者の営業活動を支援しながらですね、加入促進策を図ってまいりたいと思っております。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	確かにですね、私もケーブルテレビ、接続をしております。 何の気なしにスイッチを入れますと、運動会さらにはキックベースボール大会とか放映されて、知った人が出ております。何かものすごい親近感を感じます。 このような放映、たいへんありがたいなと思っております。そういう意味で、今回の質問を出したわけでございますが。 最近ですね、厳しくなる財政の中で、いろいろな町事業、補助事業に対し、費用対効果の研修がなされております。 光通信ケーブルのこの事業、一般財源の投資は少ないものの、4億円近い財源が投資されておるわけでございます。 三輪地区、夜須地区での回線の違いもありますが、やはりことあるたびに、広

	報紙や放送、無線放送で加入促進、これを大いに図るべきだと思っております。 そこで、今回の本題に入りますが。 今現在、学校全教室に大型テレビが設置をされております。これに対する光通信ケーブルテレビの接続、これはされておるのか、また、放映はされておるのか、お聞かせをお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	現在、各学校におけるケーブルテレビの接続、また放映はなされておりません。 また、ケーブルテレビの導入につきましては、町の情報を知るうえで、有効な手段の1つと考えます。 そこで、まず、ケーブルテレビの環境面について、説明いたします。 ケーブルテレビにつきましては、平成22年度に夜須地域のインターネット光通信網の整備と同時に導入したものであり、夜須地域については、全地域整備されているものの、三輪地域においては、南部地域を中心に、一部のみの整備にとどまっています。いずれ、まだ整備が進んでいないということでございます。 また、先ほど企画課長が申しました、現在の夜須地域の加入率がなかなか伸びてないというところ、このようなことを踏まえ、次の点から導入困難と考えます。 学校の主な行事等については、ビデオ撮影して各教室に流していること、学校間に格差が出ること、三輪地域の整備に経費を要すること、学校に導入した場合の費用対効果及び視聴率、いつ見るのか、いつ流すのか、以上のことから、学校へのケーブルテレビの導入については、慎重にならざるを得ないと考えます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	地域の格差とかですね、そういうのが弊害になっておるようでございます。 そういうふうな三輪、夜須での回線の違いはありましようけど、やはりこういういろんな祭りでの放映、そして、小郡、大刀洗の情報、行政情報や地域情報、これは確かにですね、確実に放映をされております。 町全体が統一されてないからといってですね、後手になるのじゃなくて、取り付けられるところから取り付けて、子どもたちにそのようなイベントとか自分たちがやっている祭り、運動会とかですね、こういうのを見せるべきだと思います。 結果的にですね、それを見た子どもたちが、家に帰って、家でも見たいということであれば、これは、教育とはちょっとかけ離れておりますけれども、ケーブルテレビの加入促進にも繋がると思います。 せっかくのテレビがございまして。できるところから、今現在、接続のできる学校から、ぜひしていただきたいと思いますが、町長、見解をお聞かせください。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私も、情報こそがまちづくりの一番基本となるものだと、そのように考えまして、率先して夜須地域に光ファイバーを敷設させていただきました。 あの当時は、三輪地域には光ファイバーが敷設されてある、甘木と一緒にですね。しかし、夜須地域だけはどうしても光が入ってこないということで、補助金等を活用いたしまして、導入したわけでございます。 今申されました意見、もっともだと思いますので、教育委員会と協議をしたいと思っております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	私、先ほども申し上げましたように、ケーブルテレビ、よくみます。いろんな飲食店の紹介とかですね、ある会社の紹介とか、大変興味深いものがあります。 ケーブルテレビメック、よくいろんな撮影に来ておられますけど、頑張ってるなど

	いうことを感じておるわけでございます。 ぜひ、このケーブルテレビを導入することによって、さらに子どもたちが加入促進のエールをくれるものと思いますので、ぜひ、検討していただきますように、よろしくお願い申し上げます。 続きまして4番目、スマートフォンでの無料通信アプリ、ラインについて、質問いたします。 近年中高校生の間でスマートフォン向けの無料通信アプリ、これによるラインをめぐり、いじめやトラブルが多発し、社会問題となっております。 担当課長にお聞き申し上げます。 筑前町におきまして、このライン、学校におけるこのライン利用の状況、これについて、調査、確認、指導、何かなされておりますでしょうか、現状をお聞かせください。
議 長	教育課長
教育課長	ラインにつきましては、各学校にアンケートをしまして、その結果が出ております。三輪小学校、東小田小学校、中牟田小学校、三輪中においては、状況を把握しておりません。 三並小学校は、利用率が2割から3割、夜須中においては61%という利用率の調査がなされております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	今、2点について、パーセントで説明がございました。これは、加入に対してのパーセントであって、いじめがあっているか、被害にあっているかとかですね、そういう調査は、まだ行われてないようでございます。 このラインというのはですね、たいへん便利なものでございますけど、参加すれば一度にたくさんの仲間ができます。その中には顔も知らない、そのような方とのやり取りもあるわけでございます。たいへん大きな危険がはらんでおります。 現実的にライン仲間との既読、発進したものを読んだかどうかですね、この既読をめぐって、いろんなトラブルも発生しておりますし、その既読のために、深夜までスマートフォンを離せない、会話を続けている。結果的に学力が低下している、こういう現実がございます。また、既読をめぐって、仲間外れや陰湿ないじめが多発しているのも現実でございます。 今年の3月に奈良県の女子中学生、これもラインの誹謗中傷で、仲間外れなどに追い込まれてですね、自殺をされておられます。 教育長にお聞き申し上げます。 警察の指導ではですね、このラインの問題は、子どもたちからスマートフォンを取り上げたり、使用規制をかけるなどの対応は逆に、その子どもたちの仲間外れとか、いじめの対象にされる危険性がある。トラブルを少しでも少なくするためには、友達同士の会話の時間帯制限や友達の悪口を書かないといったような、このようなルール作りが必要である。 これには、保護者と学校の連携が必要だと。できれば、親もそこに、ラインに参加しなさいというようなですね、警察からの指導も受けております。 筑前町もですね、もうよそ事ではない状況だと思います。ぜひ、早期に対策、対応を講じるべきだと思いますけど、ある程度煮詰めたアンケートとか調査をするべきだと思います。 今の課長説明、答弁では足りないんじゃないかな、現状をまだ把握してない。ぜひ、もう1回、深くラインについての調査をしてもらいたいと思いますけど、教育長、見解を、答弁をお願いします。

議 長	大雄教育長
教 育 長	ラインをはじめとするコミュニケーションツールに関しまして、子どもたちのリスク、先ほど議員が指摘されましたような。 私どもも危機感をもってですね、とらえて、今後しっかり取り組んでまいらなければならないと、そのようにも考えているところでございます。 平成23年度にですね、町PTA連合会との共催により、インターネット等によるいじめ等への対応についての研修会を、教育委員会と共催で実施をいたしまして、教職員や保護者、地域住民が共通理解を深める。そういうような機会とかを共有したところでございます。 また、昨年の筑前子育成プランを作成し、情報モラルについてのモデルプランを示しまして、小中学校が9カ年間を通して、共通して取り組むことができるようにいたしております。 この筑前子育成プランを通じて、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるとともに、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識技術等を身に付けさせるような、指導を行っているところでございます。 これからもですね、学校それからPTA等ともしっかり連携をとりながら、この問題にはしっかり取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	今のですね、携帯だけではございませんけど、技術の進化、情報の変化とかですね、激しいものがございます。ぜひ、的確にその状況を判断しながら、チェック機能を徹底していただきたいと、このように思います。 ラインの実態というのは、便利な反面、一度参加したらそのグループから逃げ出せない、こういう怖さははらんでおります。 また、既読、相手から送られた言葉を読まなかったら、無視してるとか、いろんなことで、逆にいじめられ、仲間外れにされる。こういうことがですね、本当に数多く出ているわけでございます。 しっかりとですね、学校と保護者が一体となって、ルール作り等にご尽力いただきますように、よろしくお願いをしておきます。 それでは、次の質問、三輪地区での青パト配置について、質問いたします。 これは、昨日、山本議員のほうから同じ質問が出されておりました。視点を変えての質問とさせていただきます。 今までですね、長きにわたり少年補導員、筑前町には三輪支部、夜須支部がございます。このメンバー、毎月第2・第4金曜日、夏休み、お祭りのときなど、青パトがないときにはですね、ないところでは、自家用車に青色灯を付けての夜間巡回等をしております。 子どもたちの非行防止、非行化の早期発見にたいへん尽力をいただいております。 また、三輪・夜須環境安全部会というのがございます。これもですね、非行防止のために、夏休み中の夜間パトロール、今年も12回目ですかね、夜須地区のほうでは行いますが、たいへん子どもたちの非行防止に対する抑止力、貢献をいただいております。 そういう中で、今青パト、以前は本庁に1台しかございませんでしたけど、昨年ライオンズクラブからもう1台寄贈がありまして、合計2台の青パトが配置されております。 先日の担当課の答弁では、総合支所には配備すると稼働率が下がるという説明でござ

	ございました。確かにですね、稼働率が下がるかもしれません。 しかし、三輪地区でもですね、安心ばかりはできない状況だと、私は思います。 ぜひ、三輪地区でも青パトの配置が必要だと思いますが、同じ答弁になると思います。 そこでちょっと視点を変えて、町長にお聞きします。 どうしても青パトの配置ができないのであれば、公用車の1台に、白黒ツートンの色を塗っていただきたい。もうそれだけで結構でございます。それで、青色灯を付けての巡回。 今、補導員とかのみならずですね、不審者の発生、2、3日前もですね、中牟田小学校で声かけ事件が発生しております。 集団登校はですね、意外とみなさん目を光らせていただいておりますけど、下校時の危険性、たいへん大きくございます。そういうときの巡回をするときなんかは、やはり抑止力を発揮するためには、マイカーじゃなくて、ツートンの車に青色をつけて走る、これが大きな抑止力に繋がると思います。 経費はそんなに掛からないと思うんですが、総合支所の公用車1台にですね、白黒のツートンカラーをしてもらえたらと思いますけど、町長、見解をお願い申し上げます。
議 長 町 長	田頭町長 お答えいたします。 確かにですね、防犯上等々は、やはり色を塗り替えて視覚で訴える方法もあるかと思いますが、役場行政の業務をですね、そういったことによって支障をきたす場面も多々ございます。 そういった方面から、今の2台の台数でですね、ぜひパトロール面は確保していきたいと、町の方針でもございますので、ぜひ、この2台の活用ということでですね、お願いできたらと考えております。 確かにですね、総合支所のほうはいろいろ環境面については、本庁に本部がございますので、本部のほうでは、この2台を大いに活用しておりますけれども、支所のほうではそういった部門ではなくて、いろいろ税金対策とか、そういった問題もございますので、そういった車で行くと支障をきたす場面もいくらかございます。 そういったところも総合的に考えて、今の台数にさせていただいていると、そのようにご理解いただければと思うところでございます。よろしく願いいたします。
議 長	久保議員
久保議員	確かにですね、少ない職員の数とですね、経費削減のために車も少ないとは思いますが、しかし、子どもたちの環境は、気を抜くとあつという間に悪くなります。 今、2台あります。町長のお言葉ではありませんけど、使い勝手の良さ、使い勝手を良くするためにですね、公用車を白黒に塗り替えることもできないのであれば、今、2台ある青パトをですね、三輪地区のほうがもし必要であれば、使い勝手のいいように、課長とお話した中で、ちょっとお聞きしたんですけど、三輪地区で何か巡回するときには、総合支所に青パトを持って行つとくというような政策をとりたいという話もございました。 ぜひ、三輪地区のほうでもですね、この青パトの使い勝手の良さ、こういう方法、対策を考えていただきますように、よろしくお願いをしておきます。 次に、5番目の、自転車通学による歩道通行について、質問をいたします。 近年、自転車の性能も向上し、結果的に重大事故が発生をしております。警察としましては、危険防止の対策として、昨年の12月より自転車の通行方法が厳しくなりました。さらには罰金、罰則まで課せられるようになったわけでございます。

	また、自転車で通行するときは、歩道があっても、自転車通行帯がない歩道では、自動車と同じ方向の左側を通行しなければならない。結果的には歩行者の安全は確保できても、逆に、路側帯の狭い道路とか交通量の多い道路では自転車の危険性が増大をしておるわけでございます。 自転車対車での事故、皆さんもご存じだと思いますけど、これは、自転車側の人がですね、大けが、さらには死亡、この率がたいへん大きいわけでございます。 特に、自転車通学での子どもたちの事故、これが去年の12月からの通行方法の厳しさの中で、たいへん心配をしておるわけでございます。 そこで、担当課長にお聞きします。 このたび夜須中学校におきまして、テニスコートの整備とグラウンドの整備、これが行われました。たいへんすばらしい教育環境にさせていただいたわけでございます。子どもたちはたいへん喜んでおります。 しかし、今まであった東門、これが閉鎖をされました。前、給食センターがあった横からですね、子どもたちは徒歩で登校したり、自転車で登校したりしておったわけでございます。 ところが、閉鎖によって、ここを通ってきた生徒や自転車の通学の子は、386まで出て、正面から入らなければならない、こういう状況になっております。 今回の12月からの厳しい通行規制によりますと、歩道は通ってはいけないということでございますので、たいへん子どもたちの危険、はらんでおります。 担当課長にお聞きします。 この問題に対して、何か安全に対する対策、対応、これを取っておられますでしょうか、考えておられますでしょうか、お聞き申し上げます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	交通規制に関することにつきまして、環境防災課がご説明いたします。 まず、現在の自転車の通行区分についてです。 平成25年12月より、道路交通法の一部改正がされ、同法第17条1項及び第63条の4にて、次のとおり通行規定を定めております。 自転車は、歩道または路側帯と車道の区分のある道路においては、車道を通行しなければならない。自転車は、道路の中央から左の部分を通行しなければならない。 このように自転車は、原則車道を通行するように定めております。 しかし、例外規定が3点ほどあります。 自転車が歩道通行できるのは、次のとおりでございます。 1点目に、道路標識等で指定されたとき、2点目に、運転者が13歳未満の幼児、児童、もしくは70歳以上の高齢者であるとき、または、身体に障がいを負っている場合。3点目に、車道または交通状況から、通行の安全を確保するため、歩道通行がやむを得ないときとされております。 このように、例外規定に該当する以外の自転車は、車道の左側部分に設けられた路側帯を通行することとなっております。 本町の道路状況につきましては、歩道未設置の道路も多くありますが、歩道が設置されている場合、先ほどの3つの例外規定以外に、歩道を自転車通行するには、自転車を降りて、押していただくようになってまいります。 ただし、国道386号、500号線につきましては、車道の路肩部分が、自転車が通れる十分な幅がなく、平日の24時間、車両通行量が2万台近くと著しく多い道路であります。 前に述べました3点目の例外規定のとおり、車道または交通状況から通行の安全を確保するため、客観的に見ても歩道通行がやむを得ないものと判断されますので、国道の歩道通行は可能であるといえます。

	なお、歩道を自転車で行く場合には、自転車通行可の規制がある、なしにかかわらず、歩道の車道側を1列で徐行し、狭いところでの離合は、自転車を降りて、押して歩いたり、歩行者の通行を妨げないなど、歩行者優先を心掛けていただくように配慮が必要となります。 以上が、道路交通規制についてのご説明でございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	詳しい説明ありがとうございました。ちょっと時間がかかりました。 今現在ですね、そのとまとの前とか、あの辺は、自転車通行許可が出ておりません。しかし、現実的には子どもたちが歩道を渡って、自転車に乗って通行しているわけでございます。 暗黙の中での通行許可、これは、規則違反ありの教育に繋がりがねません。そこを許すとですね、他の道でも違反をする。やはり規則は規則、これを徹底して教えていかなければならない。 もし危険であれば、その特例がございます。今、説明がありましたよね、特例。それをですね、お願いしてとるべきなんですよ。 13歳以下の場合はいいいという説明がありましたけど、中学生はその対象にはなりませんので、ぜひですね。 そういう中で、中牟田から夜須中までの狭い歩道、これは、地元保護者の強い要望、要請で、通行可のマークが出ております。 だから、みんなで頑張れば、本当に子どもたちの危険を訴えれば、警察は動きます。原則というのは原則で、特例もございますので、ぜひですね、頑張ってください。 そのためには、行政と保護者と学校、これが一丸とならなければ、警察は動きません。危険のナンバーワンをぜひ、訴えていただきたい、そのように思うわけでございます。 教育長にお聞きします。 ぜひですね、警察のほうも現状は分かります。私、個人的な考えでございますけど、今度ゆめつくり隊の発足式がございます。そのときに署長も一緒にその道を歩かれますので、そのときに現状を伝えていきたいなと思っております。 ぜひ、教育委員会と保護者、学校、一丸となって、請願書を出していただきたいと思っておりますけど、お願いできますでしょうか。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 児童生徒の安全確保は、最重要課題と、そのようにとらえております。 今後とも学校関係の区長さん、関係課はもとより、警察署等にもですね、子どもたちの安全を確保するために、しっかり要請あるいは相談をしまいたい、そのように考えております。
議 長	久保議員
久保議員	ぜひですね、お願いしたいと思います。 ついじゃございませんけど、中牟田側からの歩道の自転車通行可もですね、できれば、今、狭いほうになっております。山下プロパン側を金比羅うどんから信号を渡るようになっておりますけど、できれば広いヒライの弁当の前をまっすぐ行かせたほうが、はるかに安全でございます。これが、変更ができればですね、一緒に相談をしていただきたいと、このように思います。 法律とか規則はですね、国民、住民がお互いに快適な生活ができるための約束事でございます。やっぱりこういうふうな児童の命を守るため、これもですね、大事なこ

	とでございますので、特例をぜひ受けていただきたい、よろしくお願いしておきます。 1つ言い忘れておりました。許可のない歩道を自転車で行っている最中に、事故でもあったら、保険が出ないことも考えられます。 今は、意外と若い者同士の事故は、そうケガはないんですけど、高齢者の場合は、転んだだけでも骨折とか頭を打って脳震盪とか、いろいろございますので、そういうことも心配されますので、早く許可を取って、万が一のときには保険が適用できるような状況を作っていただきたい、このように思っております。よろしくお願いします。 次に、2番目の窓口サービス、これについて質問をいたします。 これもですね、先日的一般質問、福本議員からの同様の質問が出されておりました。視点を变えての質問とさせていただきます。 先日、議会研修で、上天草市の総合窓口業務の民間委託ということで、研修に行っていました。 その前日は、武雄市の図書館の民間委託ということで、行ったわけでございますけど、この両方とも同じようなことを感じたわけでございます。 まず、何かと言いますと、両方とも発案、企画から開始までの時間が短い。 武雄の場合はですね、町長の独断力が強かったこともありましようけど、もう1年から1年ちょっとで開業に持っていったおられます。 上天草もですね、約1年半の経過の中に、この民間委託が出来上がっておるわけでございます。 やはりその中には、強い市長の意思、そして職員との連携、これが一番必要ではないのかなというふうに感じたわけでございます。 と、もう1つはですね、これも人件費削減、経費削減が入っておりました。 上天草の場合は、総合窓口、6人の民間委託をされております。以前は、その中の4人が職員で、2人がアルバイトでございました。それを異動することによって、かなりの経費削減、ちょっと資料をもらったから見てみましたが、職員1人の年間給料はですね、諸々手当も入れて900万ぐらいありました。 委託の方の数字、これもですね、何年かよく分かりませんが、大体見よったら、年間150万です。こんだけ差があるわけでございます。 そして、さらにメリットは、その少ない職員の方が、仕事をですね、専門の職務は徹底できる、職の効率が上がったということで、ぜひ、民間でできるところは民間にさせて、今でも職員削減で、皆さんたいへん困ってあると思います。 自分の仕事を徹底して、効率を上げるためには、このような施策も必要なのかなと思っております。今がそういう時期ではなかろうかと思っております。 それで、2番目に書いておりますコンビニでの証明書発行、これについて、町長、お聞きしますが、上天草では郵便局で約11店舗ですね、の郵便局で証明書の発行とかがされておりました。これは、合併によって広範囲な広さになったという結果ですね、高齢者対策、住民サービスの低下を防ぐための方法として、仕方ないこと、やるべきことだったのかなとは思いますが、ぜひ、筑前町もですね、今、総合庁舎のさらなる活用ということで、いろいろ問題が出ております。 ぜひ、へき地とは言いませんけど、三並地区とか高田地区、二地区、いろいろ辺鄙なところがございまして。郵便局だけじゃなくてコンビニ等でもですね、このような証明書の発行とか、こういうことができないでしょうか、考えられないものでしょうか。 費用対効果もありますけど、その辺を踏まえて、町長の見解をお聞かせください。
議 長	住民課長
住民課長	現状について、私のほうから回答させていただきます。 平成26年6月2日現在、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービスの提供を行っている全国の市区町村は、1,741全国でありますけれども、8

	6 市区町村となっております。 県内におきましては、福岡市、大牟田市の 2 市がサービスの提供を行っており ところでございます。 コンビニエンスストアの自動交付を行うには、住民基本台帳カード、住基カードで す。これが必要となっておりますが、平成 28 年 1 月から税と社会保障の共通番号、マ イナンバー制度になりますけれども、これが導入されることに伴いまして、新たに個 人番号カードの、住民カードから個人番号カードに変わるとなりまして、これが多目 的に利用できるカードとなります。 そのために、個人番号カードを交付を希望される方もですね、かなり増えてくるん ではないだろうかということが予想されますし、コンビニエンスストアもですね、セ ブンイレブン、ファミリーマートに加えローソンやサークル K サンクスが参入したこ とによって、利用できる対象店舗も増えてきております。 そのことに伴いまして、筑前町としてもコンビニエンスストアでの自動交付につ きましては、調査研究を行っていきたいと考えているところです。以上です。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私も上天草に行きまして、たいへん参考になったわけですが、わが町でもか なりやっているということは自信を持ったわけでございます。 うちの窓口業務につきましても、特に今年の 4 月から、派遣職員等を導入させて いただいて、経費の節減あるいはサービスの向上等に努めているところでございま す。 言われましたように、職員のほうがですね、机に座って、その他の業務ができる ようになったということを申し上げます。 派遣はしておりますけれども、そのように取り組んでいるところも紹介させてい たきます。
議 長	久保議員
久保議員	筑前町としてもですね、前向きに取り組んでいる、また、さらに取り組むとい うことでございます。よろしく申し上げます。 今、福岡市ではですね、多くのコンビニに、住民票の写しや証明書の交付、これ ができる多機能コピー機が設置をされておるわけでございます。先日の新聞にも載 っておりました。 これは、深夜までの受付可能、手数料は 50 円安いなどのメリットがございま す。そういうことで、市としてはですね、さらに今後とも利用者を広げて、費用対 効果を上げていきたい、このように書いてありました。 筑前町も大きく変わろうとしております。合併して 10 年、本庁一本化の動きも ございます。そういう中で、高齢化は確実に進んでおります。そういう中ですね、 コンビニ利用、そして時間外、深夜までのですね、ある程度遅くまで発行ができ るということであれば、役場における時間外延長のあれも要らなくなる。そうす れば経費も要らなくなる。そのような相乗効果もあると思いますので、ぜひお願 いを申し上げます。 最後になります。 町の振興としての、草場川桜並木ライトアップ事業について、質問をいたしま す。 平成元年ですね、ふるさと創生交付金で、各自治体に 1 億円が交付されました。 その資金を元に三輪町では、草場川、延長 1.5 キロぐらいあります。桜が植樹を されたわけでございます。 それから 25 年、我々商工会でライトアップの整備等をさせてもらっておりま すけど、幹が、手で抱いても足りないぐらいの、大きな幹も出てきております。

	これもひとえに地元関係者のたいへんなる整備、消毒関係のご尽力のたまものと感謝をするところでございます。また、春には美しい桜の花が咲いております。 そういう中で、筑前町商工会、法人会としては、このすばらしい桜並木を観光資源にしようと、そういう思いで、4年前から町の助成金をいただきながら、草場川桜並木ライトアップの事業という銘を打ってですね、開催をされておるわけでございます。 町のシンボルとして、最後はですね、1キロまで照らしていきたい、そういうのが実行委員会の夢だそうでございます。 そのためには毎年ですね、いっぺんに1キロは無理でございます。100mずつ増やすとか50mずつ増やしていくとかいうことであれば、経費がかかるわけでございます。 そういう中、今年はですね、設置、解体、電気代、これが固定経費になります。今度は386から中学校側に延長しました。 そういう関係で資金が足りない、商工会、法人会、最大の予算を捻出しても足りないということで、役場に相談においでになりました。私も同行しました。 役員一同が行ったわけでございますが、要望に来た時期が遅いということで、却下されたわけでございます。 ぜひ、来年、再来年、この事業は続けていかれます。足らんから出すのではなく、いろんな大国まつりとか大藤まつり、三箇山の音楽祭とかございます。 そういう中で、年間的な助成があるわけでございます。ぜひ、草場川もですね、町のシンボル、町の大きな観光資源として一役を担うものと思いますので、ぜひ、年間、毎年ですね、助成金を考えていただきたいと思います。 町長、見解をよろしく願います。
議 長	企画課長
企画課長	祭り、イベントに対する補助金の関係ですので、私のほうから答弁させていただきます。 桜並木のライトアップにつきましては、筑前町商工会などのご有志のご尽力によりましてですね、年々お客様も増えて、たいへんな賑わいを演出していただいています。 国道下への桜並木へのライトアップ事業をまた計画していただいておりますということでですね、観光振興上も非常にありがたく感謝いたします。 さて、ご質問いただきました祭り、ライトアップに対する補助ということでございます。 まず、1点目は、ハード事業に対するもの、こちらにつきましては、もう少し具体的な計画をお伺いしたうえで、有利な補助事業がないかということでですね、協議をさせていただければと思っております。 ただ、緊急対策のようなものがない限りは、今からの協議ですと、基本的には平成27年度からの補助採択ということになると思いますので、そちらをご了承いただきたいと思います。 それから2点目の、今度はソフト事業の固定経費の部分に対します補助について、ということでございます。 こちらにつきましては、議員申されましたように、現在、補助金要綱に基づきまして、地域コミュニティの推進、それから町の活性化、並びに町民の連帯感を醸成するという祭りに対して助成しております。 こちらのほう、もう少し先ほどのハード事業の部分でもありますような、祭りの運営体制等につきましてはですね、細かいところをお伺いさせていただきまして、また具体的な検討をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。よろしく願います。

議 長	久保議員
久保議員	ハード事業としてとらえてですね、毎年、年間助成をすると、できるかどうかの検討をしたい。ぜひ、商工会、ライトアップ事業実行委員会とですね、協議をしていただきたい。 本年度はもう事業が、予算が出来上がっております。ぜひ、今年もですね、またさらにライトアップを広げていくような計画がございます。補正でもかけてですね、足りない分、商工会としても、ただ役場から助成金をもらうだけではありません。自助、共助、公助のですね、この順番をしっかりと守って頑張っております。 今年は共助ということで、企業名を入れた提灯を、皆さんに協力してもらって、それから少しでも費用の捻出にかけようという話もしております。ぜひ、町としてもですね、本年度は補正でもかけてですね、協力をお願いしたいと思います。 実行委員会のほうから相談があると思いますので、前向きな検討をよろしく願います。 ライトアップ事業も今年で5年目になります。1年目はですね、もうスイッチを押すだけにしておったところが、東日本大震災で中止としました。実際には3回点灯しております。そういう中で、必ずやこの事業は町のシンボル、町の振興に一翼を担うものと確信をしております。 この草場川の桜並木のライトアップ、私、議会で何回も質問を出しております。町としてできないかという中で、町長が、そのときの答弁、祭りやイベントは地元やのぼせもんで起こしていただきたい。その後は、町としてできる限りのサポートをしていきますという発言を、私はしっかり覚えております。 ぜひですね、ライトアップ事業のみではなくですね、いろいろなイベント等で、町とのぼせもん、これが協力しあって、元気のあるまちづくりになっていきますように、執行部のご協力、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、8番 久保大六議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 11時10分より再開いたします。 (10:58)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (11:10)
議 長	一般質問を行う前に、先ほどの久保議員の一般質問の件で、環境防災課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 環境防災課長
環境防災課長	先ほどの歩道規制の質問につきまして、ちょっと時間が不足するというので、発言をしませんでしたが、改めてですね、説明のほうをさせていただきます。 議員が言われますとおり、夜須中学校前から篠隈交差点までの歩道につきましては、道路反対側の農協側も含め、現在、自転車通行可の標識がありません。 通行区分を規制により明確にするため、朝倉警察署に新たに規制標識設置に向けた協議を行っているところでございます。 現在進めています朝倉警察署との協議の中で、中学校側の百万池前は広いものの、それから篠隈までは2mにも満たない狭い歩道であり、農協側の現況幅員も3mに満たないこともあって、自転車通行可の規制につきましては、歩道の幅員を確保した場合などの条件整備が必要になってくることが想定されるところでございます。 ただ、国道のように著しく車両の通行が多い車道につきましては、先ほど申し上げ

	ましたように、自転車通行可の標識がなくても、例外規定で通行ができるものとなっております。 このことにつきましては、2月12日に中学校を含めた朝倉警察署交通課との協議の中で確認をしております。 さらに、6月23日にも再確認をしているところでございます。以上で、説明を終わります。
議 長	13番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問をいたします。 今回は、子どもたちを取り巻く環境とまちづくり、暮らしを守る取り組みについて、お尋ねをします。 まず、子どもたちを取り巻く環境について、2点お尋ねいたします。 この4月から夜須中学校の新しい取り組みとして、月曜日と水曜日の週2日、午前11時50分から午後12時までの10分間、午睡が実施されています。 先日、学校を訪問し、駆け足でしたが、全教室の午睡の様子をのぞかせていただきました。 カーテンを閉め薄暗くし、全館BGMが流れる中、子どもたちが一斉にうつぶせになり、眠らなくとも目をつぶり、穏やかな時間を過ごしている姿は、一種の壮観感さえ感じられました。 子どもたちの間でも概ね好評で、頭がすっきりする。もうちょっと長い時間してもらいたい。午後からも頑張ろうという気持ちになる。毎日してほしい等々いろいろ聞こえてきました。 まだ取り組み始めて3カ月に満たないのですが、午睡の効果は出てきているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 午睡についてでございますが、いわゆる昼寝のことを言いまして、昼休みを利用して10分から15分の間睡眠することを言います。 夜須中学校におきましては、昨年のアンケートにより、3割以上の生徒が睡眠が十分ではないと回答したことを踏まえ、毎週月曜と水曜の昼休みに、10分間の昼寝を行い、昼食の後の授業での集中力を持続するため実施しているものであります。 県内のある高校では、午睡により授業に集中でき、成績も向上する。午睡は浅い眠りのほうが効果的、横たわるより椅子に座り、机に伏せて寝るほうがよい。無理に寝る必要はなく、5分間目を閉じて安静にするだけでも効果がある。また、午睡によって夜の眠りも深くなる、といった調査結果が示されているところであります。 お尋ねの、夜須中の取り組みの効果につきましては、現在試行中であり、今後効果等について、検証をする必要があると思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	教育長にお尋ねします。 大雄教育長は、明善高校時代にも午睡に取り組まれていたと伺っています。 高校生に与える効果なども実証されていると思いますが、こういった点がよかったのか、また、改善すべき点として、何が上げられるのか、高校生と中学生の違いはどういったことがあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 明善高校での午睡の実証について、良かった点、改善点、高校生と中学生の違いはについてのお尋ねでございます。

	まず、第1点目の良かった点についてでございますけれども。 明善で午睡を取り組むきっかけとなりましたのは、生徒たちの睡眠不足の解消と午後の授業効率の悪さの改善でございました。 午睡を実施してまいりますと、睡眠の補完はもちろんのこと、学習に対する集中力の向上や意欲の高まり、さらには睡眠の質の向上とそれに伴う体調の改善が顕著にみられるようになり、生徒自身が意欲的に学校生活を送るようになったことが上げられます。 また、部活動でのケガ、あるいは保健室の利用が極端に減少したということも、効果として上げられます。 2点目の、改善点について、でございますけれども、午睡後に体を動かしたほうが覚醒が良くて、午睡効果が上がるという、久留米大学の内村教授からのご指導等がございましたので、そのご指導を受けまして、授業後、昼寝の前に、通常行っておりました清掃を、午睡後に行うように改善をした点でございます。 3点目の高校生と中学生の違いはについて、でございますけれども。 明善生も夜須中生も、睡眠についての課題は共通をいたしております。 違いとしては、明善高校では昼休みの有効活用として、午睡は推奨すれども強制ではなく、希望者の主体的な取り組みとしたことです。 夜須中学校では、昼食をとった後に、10分間の午睡タイムを日課表に設定し、全校一斉に全生徒が取り組むと、そのようにしたこと。 要は、実施するにあたってのですね、配慮に違いがみられるということでございます。 効果につきましては、厚生労働省がこのたび、睡眠指針を推進し、その中で午睡を推奨していますように、大人にも中学生にも高校生にも、同様の午睡効果が表れると、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	来る7月3日には、沖縄県浦添市議会の文教委員の皆さんが、午睡の行政視察に訪れる予定となっています。 全国的にも注目されている中、三輪中での取り組みも検討課題になるかと思われませんが、検討はされているのか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	三輪中の取り組みでございますが、実際、三輪中として、明善高校のタイムの流れ、あるいは三輪中学校の昼休み、給食時間等の流れからして、検討はなされております。 しかしながら、昼休み25分後から10分間の午睡タイムを設定することは考えられるようでありましたが、しかしながら、三輪中においては、全校生徒に、1時15分までに給食の後片付けを終わらせることを求めると、現状から難しいと。 併せて三輪中では、学力向上プランで、昼休みに外遊びの推奨を取り入れており、時間確保が難しいということでございます。 三輪中の取り組みにつきましては、学校運営に関することから、夜須中の検証を踏まえて、三輪中において、判断すべきと考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	各学校、経営方針は各々違って当然です。他校での取り組みで効果があることが実証されれば、自校でも取り入れていくという価値はあるのではないのでしょうか。検討に向け、協議をしていただくことをお願いします。 それと、先ほど課長、今後検証をする必要があると言われましたが、もう7月3日は2週間しかありません。浦添市議会の文教委員の方が来たときに、どういった検証結果を言われるつもりでしょうか。

議 長	教育課長
教育課長	おそらく夜須中においても検証してないと思います。また、効果が表れているかどうか、まだ把握してないと思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	ということは、浦添市議会、せっかく午睡の視察に見えても、空振りに終わるといふふうになってしまうのではないかなと思うんですが、それは、向こうの市議会の関係の方が判断されることだと思います。 次に、まちづくりについて、2点ほどお尋ねをいたします。 まず、歴史資料館の構想について、お尋ねをします。 教育課の平成26年度主要施策の中で、懸案事項の6番目に、文化財関連施設の充実、活用を上げています。また、現在分散している文化財収蔵施設を一括管理できるよう、1カ所に集約したい考えを示しています。 1万5千箱以上もある膨大な収蔵物や民俗資料を1カ所に集約するのであれば、相当大きな施設になると思いますが、具体的な構想として、どのような考え方をお持ちなのか、お尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 政策的なところがありますけれども、現状をお話いたします。 町の文化財保護行政としまして、町内から出土した貴重な文化財をはじめとする歴史文化の保存施設として、歴史民俗資料館の在り方は大きなテーマであり、重要な課題の1つと思っております。 その在り方につきましては、費用対効果、財政面、箱もの行政、既存施設の有効利用等あらゆる面から今後検討していく必要があると考えております。 現在のところまだ、マスタープランにも計上してないのが実情であります。
議 長	河内議員
河内議員	構想の段階での、議会への説明を求めるとともに、お互い知恵を出し合い、筑前町の歴史を語る資料館となるよう期待して、次に進みます。 次に、今ある資料館、歴史民俗資料室について、お尋ねをいたします。 議長に許可を得まして、町長、教育長のお手元に、この資料を配布させていただいております。 まず、筑前町歴史民俗資料室となった、合併して9年間の来館者数と展示物の内容について、お尋ねをします。
議 長	教育課長
教育課長	まず、展示物でございますが、資料館につきましては、現在、新町こども未来館の2階に、筑前町歴史民俗資料室として、130㎡ほどの展示室があります。 資料室には、町民から寄贈いただいた、かつて使われていた農具や生活用具などの民俗資料106点と、町内の発掘調査により出土した資料、仙道古墳の埴輪や惣利遺跡の木製品など、約1100点ほどを展示し、活用していただくようにしております。 来館者でございますが、合併後約1千人の方がみえております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	旧夜須町分の惣利遺跡出土木器も展示しているということです。 来館者にとって、展示物を直接目で確かめ、資料と突き合わせてみるという行為は、当たり前のことではないでしょうか。私たちが見学に行った先でも、普通入館料のチケットと引き換えに、その施設の資料が配布されます。入館料がないとはいえ、常備されている資料が、先ほど言いました、町長、教育長のお手元にある、旧三輪町歴史民俗資料室の資料というのでは、あまりにもお粗末と言わざるを得ません。

	合併して1年目というならともかく、すでに9年という月日が経ち、来年は10周年を迎える筑前町です。 この現実について、町長の見解を求めます。
議 長	教育課長
教育課長	町長にということでございますが、私のほうから、経緯、今後の対策等について説明いたします。 このパンフレットでございますが、平成4年に2千部作成しております。まだ、現在1,100部残っている状態であります。 教育課といたしましては、22年経っても、未だにまだ1,100部残っていること、それに新しく作成するには経費がかかることから、作り変えるにおいてためらいがあったようでございます。 しかしながら、ご指摘の件はもっともなことでございまして、現在、現状の歴史資料室の実態を踏まえ、できるだけ経費がかからないようなパンフレットの作成に向けて検討をしているところでございます。 なお、臨時の措置といたしまして、三輪町となっている5カ所に、筑前町のシールを貼り、当面の対策としたいと思っております。以上です。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに、私も今気づきまして、本当に私も勉強不足だと再認識したところでございます。 併せまして、教育委員会所管でございますので、教育委員会の意見を尊重いたしまして、経費が必要ならば町長部局のほうで、町長のほうで、また準備したいと思えます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	これは、ほんと対外的にも非常に失礼に当たると思います。 課長は、三輪町の部分に筑前町のシールを貼ると言っておりましたが、即時撤去していただき、資料館構想が実現した暁には、新しいパンフレットの作成をお願いし、次に進みます。 次に、暮らしを守る取り組みについて、お尋ねをいたします。 そったくタクシー券について、2点ほどお尋ねします。 75歳以上の移動支援という目的で、そったく基金事業の一環として、平成23年度より実施され、当初一人暮らし、または夫婦とも75歳以上の世帯のみの施策であったものが、2年後に見直しされ、現在、入院中、入所中、福祉タクシー料金助成型移動支援事業利用者の方を除き、75歳以上のすべての方に交付されています。 そこで、まずお尋ねしますが、対象者のうち何%の方が受け取りに來られていないのか、対象者の人数と受け取りに來られていない方の人数を、お尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 経緯につきましては、今、議員のほうから話されたとおりでございます。 25年度から交付対象者を変えておりますので、25年度の実績を基に説明をさせていただきます。 対象者につきましてははですね、先ほど例外的対象にならない方を除いて、概ね3,100人でございます。 これに対しまして、交付をした人が1,816人の58.6%、來られてない方が1,284人で41.4%という数字になっております。以上でございます。
議 長	河内議員

河内議員	私も数名の方の代理申請ということで、お手伝いはさせていただきましたが、皆さん、各々家の事情があって、子どもさんがいても、昼間は仕事に行っていて、役場まで連れて行ってもらえない、役場のどこに行けばいいのか分からない、タクシー券をもらいに行くのに、タクシーで取りに行かないと交通手段がない等々です。 代理申請でも、ご本人の保険証をお預かりしていくわけですから、預かっている間に、もし万が一のことがあったらと思うと、気が気ではありません。 申請会場に目を向けると、おぼつかない足取りで、あるいは杖をついて、やっと会場まで来たという方々がたくさんいらっしゃいます。 役所がいくら申請主義とはいえ、75歳以上にもなった高齢者の方々に、タクシー券を交付しますので、取りに来てくださいますでは、高齢者にやさしいまちづくりとは言えないのではないかと、強く思ったところです。 そこでお尋ねしますが、福祉課の業務は多岐にわたってたいへんだということは、重々承知のうえでお尋ねします。 地域の実情は区長さんが一番ご存じのことと思います。区長さんのお力もお借りして、福祉課から地域に出向き申請をしていただく、申請書をお預かりし、持ち帰って照合の上、タクシー券を交付する。郵送でも、区長さんに地域の分を一括してお渡しし、対象者の方に配布していただくという手法は取れないものか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 現在ですね、交付の現状について、少し説明をさせていただきます。 まず、タクシー券を交付者への周知ですね、お知らせとしましては、広報紙にまず掲載をさせていただいております。その他ですね、具体的な申請手続きにつきましては、民生委員さんへの協力依頼、それと在宅介護に関する総合的な相談に応じる在宅介護支援センターへの協力依頼、その他介護サービスの利用計画を作成する居宅介護支援事業所等への協力依頼を行うとともに、歯科を含む町内の医療機関には、タクシー券お知らせのポスター掲示等の協力依頼を行っております。 これまでの交付の実績としまして、代理申請による交付件数は、平成23年、24年が約50%、25年度につきましては、先ほど申しましたように、対象者が増えたということによって、38%になっておりますけれども、この代理申請のうちにですね、家族以外の方の代理申請ですね、これにつきましては、23年度と24年度が約29%、25年度は同じく対象者が増えたということで、9%になっておりますけれども、家族以外の代理申請をされた人数ですね、これにつきましては、3年間、大体160人前後で推移しております。 このような受付の状況ということと合わせましてですね、役場の受付の対応としましては、年度の早いうちにお渡しをしたいと。それと混雑を避けるためにですね、今年度も4月から5月の連休前までの間、行政区別の集中受付を行い、対応しておりますけれども、年度当初は、先ほど議員申されましたように、非常に業務が重なります。 コスモスでの受付の場合はですね、他の課からの職員の応援を求めていますね、対応をさせていただいている状況であること、それと先ほど申しました、民生委員さんや在宅介護支援センター等の協力で、代理申請でもかなりカバーできているということとを判断しておりますので、現状ではですね、地域に出向いての対応は考えておりません。 ただし、何か特別な事情等があるですね、出向かなければ交付ができないというケースがあればですね、個別状況に応じた判断をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長	河内議員
河内議員	昨年6月定例会の内堀議員の質問に対する前任課長の答弁の中で、介護保険の認定者総数のうち、約9割の方が75歳以上という答弁がありました。当然、そういう方々もそったくタクシー券交付の対象者であり、かつタクシー券を一番必要とされている方と言えるのではないのでしょうか。 交付漏れがないかチェックしていただき、必要な手立てをとっていただくことを要望しておきます。 最後に、今後の方向性について、質問をいたします。 先ほども述べましたが、2年ごとの見直しで、このそったくタクシー券交付事業も、今年で4年になります。次年度が、また見直しの年になります。 当初2億円あったそったく基金も、様々なそったく基金事業の展開で、本年度も1,800万円以上取り崩し、現在は1億2,756万余となっています。 このまま推移していけば、あと5、6年もしたら、基金は底をついてしまいます。本当に必要な事業、政策については、苦しい財政事情は十分理解していますが、そったく基金に頼らず、一般財源で対応すべきではないのでしょうか。 高齢者の方々にたいへん喜ばれているそったくタクシー券交付事業です。福祉バスの利用状況も1日当たり78人と、まだまだ低迷している中、ぜひ、継続の方向で検討していただきたいと考えますが、今後の方向性についての見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 高齢者全般の施策にかかわるということであると思いますので、私のほうから回答させていただきますけれども。 今後の事業の在り方につきましては、現在行っているそったく基金事業につきましては、そったく基金活用検討委員会から基金活用についての答申を受けて、タクシー券以外にもですね、他の事業も実施しております。 これらの事業を実施した当初の目的、あるいはこれから実施をするに、仮に継続をするにしてもですね、財源等を踏まえて検討しなければならないと思っておりますので、来年度に向けた方針決定を、来年度予算編成に向けて行いたいというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	併せて町長の見解もお尋ねしたいんですが、お願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたように、そったく基金という寄附によって、財源とさせていただいております。 このそったく基金の使途につきましては、多くの関係者、方々にお集まりいただいて、このような利用がいいだろうということで、その中の1つが、このタクシー事業でございます。他にも様々なございますので、しっかり検討したいと思っております。 いずれにいたしましても、限られた財源でございます。このままこの状態で続けることは困難でございますので、見直しを含めながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今後とも痒い所に手が届く、あたたかく優しい福祉政策の展開を期待して、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、13番 河内直子議員の一般質問を終了します。

休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 午後１時から再開します。 (1 1 : 3 8)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 3 : 0 0)
議 長	1 2 番 内堀靖子議員
内堀議員	通告に基づきまして、２件の質問をさせていただきます。 １点目は、合併１０周年を迎えるにあたりということで、いろんな検証方法等について、質問させていただきたいと思います。 ２点目は、議場内のＩＣＴ化ということで、２点の質問をさせていただきます。 まず、合併１０周年を迎えるにあたり、早いもので三輪・夜須両町の合併より、はや１０年を迎えようとしております。地方分権、行財政改革、自立できる自治体をとということで、両町は合併を選択しました。 その後、オンリーワン事業、多目的運動公園、上下水道、住宅整備、学校施設整備、道路整備等多くのハード事業に取り組み、本町は県内でも有数のインフラ整備の進んだ地域となっています。 そして、町長がいつも言われております「住みたくなるまちづくり筑前」を目指して、この１０年頑張ってきたわけでございます。 この合併後の１０年を、十分に検証することにより、新しい筑前のスタートを切ることが、この時期大切なことだというふうに考えています。 まず、１点目です。 今、いろんな合併後の状況をお話したわけですが、この合併効果の検証を町として十分して、次のステップに進むことが重要だというふうに考えています。 この合併検証について、どのような取り組みがなされるのか、まず質問をいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 合併後の１０年間のまちづくりの取り組みと、その成果をですね、合併前である平成１６年度と、当時計画しました新町建設計画に照らし合わせてですね、検証していく必要があるというふうに、まず考えます。 数値に表せる成果としてはですね、合併前の旧２町の、平成１６年度の数値と１０年経過した平成２６年度の数値等を比較検証しなければならないというふうに思います。 例えば人口、あるいは財政状況であればですね、１６年度の決算と２６年度の決算と、その推移とかですね、あるいは上下水道の普及率であるとか、その他のインフラの整備状況などがどのように変わってきたか。それから、公共施設がですね、どのように利用状況が変化したか、あるいはオンリーワン事業等を実施することで、どのように町が変わってきたかというようなことを、比較検証するということが考えられると思います。 現時点では２６年度の指数がまだ出ておりませんので、比較ができませんので、多くの部分については、２７年度になってからの、そういった数値の面では、検証作業に入ることになるというふうに考えております。 一方、数値で表しにくいですね、合併協議の段階で調整した事項の検証とかですね、住民の意識、声などにつきましては、どのようにして把握するかなどはですね、今年

	度では、そのための準備をしていかなければならないというふうに考えております。 そこで、行政、組織全体で、庁内で職員のプロジェクトを組織しまして、どのような項目、内容で検証を進めるか、住民意識調査はどのように行うかなど、必要によっては外部のコンサル等にも委託しながら、今後詰めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。 なお、検証を行うにあたりましては、19年3月に策定いたしました町総合計画及び、24年3月に策定しました後期基本計画が28年度までであります。次期総合計画策定の作業も視野に、検証事項、方法等の調整をしつつ取り組みたいと考えます。 合併による効果、検証だけにとどまらず、合併による懸念事項、課題事項についても検証し、資料として冊子にまとめ、住民へ広報するとともにですね、将来の町づくりに繋がるように努めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	検証の方法なり、内容なり、詳しく説明を受けたというふうに思っています。 行政組織によるプロジェクトを形成するということですが、実際26年度が終わってしまわないと、その10年の経過が分からないということでもありますけれども、その準備段階はいつ頃から進められる予定にしてあるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 すでにですね、職員のプロジェクトチームは結成をしております。 まだ会合は、もう近日、近いうちにですね、行う予定ですが、今、そういう段階でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	10年間の検証ということで、たいへんな事務量、作業量になると思いますけれども、やっぱりきちんとした結果を出してですね、住民の方に、さっき筑前町の方向性を示す貴重な資料にしていきたいというふうに思っておりますけれども。 先ほどその結果については、冊子を作りたいということでございましたけれども、やはりなかなか住民の方は、そういう冊子に全部目を通すとかですね、そういうことではないと思いますけれども、やはり本町の状況を、やっぱり住民の方が一番よく知っていただいて、今後のまちづくりに理解を示していただくというためにも、やはり広報活動が本当に重要ではないかというふうに思っておりますけれども、住民の方への広報はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 広報についてはですね、当然、しっかりやっていかなければならないと思います。 先ほど申し上げましたように、報告書なり冊子をまとめてですね、例えば概要版を出すとかですね、あるいはホームページで公開するとか、あるいはその概要をですね、広報等で掲載し、お知らせしていくとかですね、様々な、あるいはそういった町政報告会のおりにですね、そういうことで報告をするとか、いろんな方法があると思いますので、できる限り住民にきちんと広報が伝わるように努めてまいりたいと思います。
議 長	内堀議員
内堀議員	では、先ほどの説明の中で、外部コンサル等を利用したいということ。そして、自分たちだけで検証するというとですね、なかなか手前味噌的な部分も多いと思います。 やっぱりこれを客観的に分析していくことが大事なことではないかと思っておりますけれども、宗像市が住民アンケート等を取ったりして、一種外部検証みたいなことも取

	り入れていますが、やはりそういう部分大事なことはないかと思いたすけれども、その辺は意識して、外部からの目を入れようというお考えはあるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	外部からの目ということでございますけれども。 先ほど申し上げましたようにですね、外部のコンサルに一部ですね、お願いするようなことも検討してまいりたいと思いたすし、また、一定合併のある程度の数値的なものとかを住民にお知らせしてですね、それによって住民の意識というかですね、アンケート調査をして、一部そういうことで、外部のですね、きちんとした評価も取り入れていきたいと考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	それでは、次にまいります。 合併のことに絡みますけれども、総合支所の扱いについての検討委員会が行われておりました。町からの諮問でございますけれども、その答申書を私たちも見せていただいたところでございます。 検証する中でですね、この総合支所の取り扱いについても、今後十分検討がされるべきであるというふうに考えています。 昨日の石丸議員の質問もありましたので、考え方については、昨日一応回答いただいたところでございますけれども、それに合わせて、その答申が出た段階で機構改革を考えるというふうな回答を、以前いただいていたというふうに思っています。 この辺はどのように考えてあるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 機構改革をどうするかということでございますけれども、まず、機構改革につきましては、行政組織の見直しについては、行政需要等の時代の変化に伴いまして、随時行わなければ、組織のですね、効率的運営や活性化には繋がらないと思いたす。 また、ひいては、住民福祉の向上やより良いまちづくりにならないというふうに考えます。 したがって、これまでもですね、合併後、職員数が、目標をもって削減してきましたけれども、そういった節目節目にですね、組織機構の改革に努めてきたところでございます。 その結果、今年度も含めまして、課の統廃合など、これまでにですね、合併後6回の機構改革を実施してまいりました。来年度についてもその必要性があるというふうら考えております。 答申を受けまして、どう進めるかでありますけれども、支所の窓口業務の在り方についてはですね、答申の中では、次のように答申がなされております。 支所がなくなることによるサービスの低下を懸念する声が多く、現在の機能はすべて残すことが望ましい。ただし、町の財政事情等を考慮すると、ある程度の業務の合理化はやむを得ないことと判断する。場所は、総合支所の近傍に存在する公共施設を利用することが望ましい、というふうに答申が出されておりますので、この答申を尊重してですね、検討を進めてまいります。 支所の窓口の業務の中身につきましては、見直しをしたいというふうに考えております。時期を明確に示すまでの検討等は、まだ行っておりませんが、現在、支所で行っているすべての機能をですね、全部継続していくことは、今後の交付税等の削減等も相まって、財政的にも、人的にも難しいのではないかというふうに判断をしているところでございます。 また、施設面におきましては、本年4月に総務省より、公共施設等総合管理計画を

	早急に策定するための検討をするよう通知依頼がっておりますので、この管理計画の策定、検討を踏まえつつ協議を進めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	合併後10年間ということで、本当に流動的な中で、6回の機構改革が行われてきたということでございますけれども、住民サイドから見ればですね、度重なる機構改革は戸惑いが多いというふうに考えています。 これを機にですね、やはりこの時期ぐらいで、もうある程度固定した形で、住民の方にきちっとした機構について説明をできるような、状況をつくるのがいいのではないかとこのように考えているところです。 ぜひ、その辺は十分に検討をいただきながら、もう実際に作業はされているようですので、今後とも進めていっていただきたいなというふうに考えております。 次に移ります。 続きまして、先ほど公共施設についての、今後の計画についての通達が来ているということでございますけれども、庁舎や複合施設に関して、2町合併ということで、合併前に両町とも同じような庁舎、施設またいろんな部分を二重に抱えているということで、これが今後老朽化なり、また、効率的な活用を考えると、それが建てられたときとは違う目的によって使用することも考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。 補助金等で建てた施設については、いろんな補助金返還とかいう問題がありますけれども、合併した自治体については、それについて、そういうことができるというふうな情報もありますので、その辺、どこまで可能なのかということをお聞きしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	議員おっしゃるとおりですね、合併市町村については、いわゆる同じ施設が2つあるということで、できる、できないとは書いてありません。これが妙な書き方なのですけど。 基本的には、原則を申し上げますと、国の補助金等で交付を受けてできた施設においては、転用を行う場合については、原則として、国の各省庁の承認が必要とします。そしてまた、合併については、合併支援プランというのが、国の支援プランが出ております。 この中で、合併後の市町村において、類似施設が複数あることから、当該施設等の公共または公用施設に転用したとしても、類似施設の活用により、当該補助施設に係る行政需要の多様が十分な、可能な場合については、当該補助金の所管省庁は、当該施設の有効活用をはかるため、他の公共施設の転用の承認にあたり、合併という事情を十分に考慮すること、といふようにしか書いてないんですよ。 だから、本来、まだ私も県のほうに何べんか尋ねましたけど、具体的になんですが、という話なんですが、計画的にはできないことはないということですね。 おっしゃるとおり、合併の市町村は2つありますから、それはできますということですが、ただ、具体的な施設、設備については、やり方については、まだ大きな計画があつてやっていかなできない。それに伴う補助金の返還がいるのか、それから、例えば地方債を借りておりますので、繰上償還がいるのか、そういうペナルティがあるのかというの、基本的には同じような扱いです。 ただ、国の考えとしては、合併を支援するということで、そこら辺は十分配慮しなさいというふうな、支援プランというのが、平成14年に出ております。そういう事情でございます。
議 長	内堀議員

内堀議員	本町は2町合併のため、同じものが2つずつあるということですが、もっと多くのところでしたときは、もっと多くですね、重なるような施設が、自治体が抱えるというふうな状況になるのではないかと考えております。 今後財政状況を考えたり、町の状況を考えればですね、こういった施設の有効利用はですね、当然考えていかなければならないのではないかと。 それで、先ほどおっしゃられたように、やっぱり公用施設の計画書をきちんと作りなさいということもありますので、ぜひ、やっていただきたいというふうに思います。 例えばですね、今、本町は分庁体制を取っているわけです。本庁にもいろんな事務所管課があり、めくば一るの施設内にもこども課なり福祉課なり、教育課なりがあるわけですが、それを統合して、本庁内にすべての所管課を置くというような、そういう使い方ができるのか、そして、今あるめくば一るの複合施設を、総合的な複合施設として、今後図書館を中心に、児童館や障がい者の方の施設、それとか高齢者から子どもたちまで、みんなが集えるような総合施設として利用することが可能なのか、そういった点についてはいかがでしょうか。 先ほどの答弁では、なかなか具体的な例がないので、それを分かった上で、聞いてみないと分からないということでもありますけれども、ということは可能かどうかということだけ、質問したいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	調べていく中でですね、おっしゃるとおり、可能かどうかといえば、不可能ではないという判断しかありません。 ただ、いろんな考え方、単純に施設を、そういうふうに公的に利用するということで、単純に考えればできないことはないと思います。 ただ、そういうふうな申請には手間もかかるし、お金もかかると、逆に言えばですね、そういうことはあるというふうに考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	手間もお金もかかるということですが、やはり双方施設ともですね、総合支所、元三輪町の役場を除いては、そんなに古い施設ではないわけです。 そしたらやっぱりその中で、きちんとやっぱり今後有効に、筑前町の中の財政を考えながら、それを使っていくということですね、当然、考えていかなければならないのではないかと考えています。 ぜひですね、ここでそういう提案をいたしましたので、具体的に考えていただいて、どういうふうな対応ができるのかということですね、調べていただきたいなというふうに考えています。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 貴重なご提案だと思います。まさに今、申されましたように、めくば一るとコスモスというですね、また新しい、立派な、多額の経費をかけてつくりました施設がございます。将来展望をしっかりと見極めながらですね、どのような活用がいいのか、総合支所の問題と合わせて考えていきたいと思っています。
議 長	内堀議員
内堀議員	次に行きます。4番目です。 今の質問に続いての質問ですが、やはり事務系統はですね、私は、もう本庁に一本化してもいいのではないかと思います。はっきり言わせて、私は、旧三輪町出身ですので、こういうことを言うのは、本当に勇気が要るし、批判もたくさん来ることだというふうに考えています。

	でも、私は議員として、今後の町政全体を考えたときに、ぜひ、これは取り組むべきではないかというふうに考えています。 そして、この筑前町の3万人規模のですね、自治体として、この分庁システムが本当に住民のサービスに繋がっているのかということを、1つ提案をしたいと思います。 本庁のロビーでもですね、「向こうまで行かないかとね」という声を聞きます。三輪のほうに行かれた方も、「向こうまで行かないかとね」といわれる声をよく聞くことがあります。 そしたら、1つになれば、すべてそこで終わってしまうということであれば、そこに行くまでの何年かは、やはりいろんな葛藤があるかもしれませんが、筑前町として庁舎は1つということでも、今後は対応できてくるのではないかというふうに思っています。 合併をしてもですね、私の中での三輪町はいつまでも変わらないし、夜須地区の方にとってもですね、夜須地域というのは変わらないと思います。 しかし、行政はそれではいけないと思います。今までも歴史の中で合併は繰り返されてきたりして、いろんな形を取って自治体は変貌を遂げてきているわけです。 新しく筑前町に來られた方、そして、合併後ここで生まれた子どもたちにとっては、もう筑前町は1つだというふうに考えているのではないかというふうに思っています。ぜひ、検討をしていただきたいというふうに思います。 窓口業務での質問にもありましたけれども、今後マイナンバー制度とかが入ってきて、コンビニや郵便局などでも、いろんな証明書発行ができるということになるような動きもあるというふうに聞いております。 役場へ行くよりも、そっちのほうに近いというふうな状況がですね、今後はできてくるのではないかと思います。 窓口業務、5業務ぐらいに関してはですね、住民の方の利便性を考えれば、めくばーる内にでも、当然残していただいてですね、他の事務系統については、私は、本庁一本化するの、逆に、今後の長きを考えれば、住民サービスに繋がるのではないかというふうに考えています。 それと、その分で、今、分庁体制を取っていることで、前にも言いましたけれども、職員が時間的や移動のコストのロス、本当に大変な作業ではないかと思います。 職員が一丸となって、今後の筑前町を進めていくにあたってですね、ぜひ、そういう体制も必要ではないかというふうに考えております。 10周年にあたりでは、検証を含めたいろんな提案をさせていただきましたので、今後行政、執行部の中で十分にですね、検討、またしていただいて、考えていただきたいなというふうに思います。 以上で、この件については、質問を終わります。 続きまして2番目の、議場内のICT化に移りたいと思います。 本町では、三並小学校でもタブレットを使ったICT化、庁舎内でもですね、職員はほとんどパソコンを使って、電子媒体でのいろんな作業を行っているわけですが、議会としてもですね、今後はICT化が必要ではないかというふうに思っています。 先日、鳥取の町議会での、ここも年齢構成が60歳以上ということで、平均年齢が60歳以上ということでございましたけれども、タブレットを導入して議会運営をやっていくというふうなことが、テレビで紹介をされておりました。 これは、職員の労務負担の減にも繋がりますし、大きな流れとして、ペーパーレス時代を迎えたということで、議会としてもそういうものが駆使できるような状況を、今後つくっていかねばならないのではないかというふうに思っています。
--	--

	私がですね、すいすい使えるわけではないので、なかなか提案に力がないかもしれませんが、流れとしては、そういうふうではないかと思えますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まさにペーパーレス、本当に執行部としても望むところでもございます。 ぜひ、議会内部でもご協議いただいて、その辺の合意が取ればですね、かなり可能な方策だろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	内堀議員
内堀議員	予算化するには町長のお力が必要なんですけれども、やはり使う私たち自身が、それを積極的に取り入れて、今後やっていけるような形が必要だというふうに思います。 議会の広報も含めてですね、今後は、このＩＣＴ化、議会内でも必要だというふうに考えておりますので、議会側でもきちんと協議をしたいと思っておりますので、予算が必要であるときにはですね、十分な措置をお願いしたいというふうに思っています。 それでは、一応これで私の質問を終わりますけれども、本当に、この合併１０周年を迎えてですね、筑前町の町民の方々に、合併してよかったという町づくりをですね、今後も行政としても、議会としても、しっかりと進めていきたいなというふうに、私自身は考えておりますので、力を合わせながらですね、さらなる１０年をめざして、今回の質問を終わらせていただきたいというふうに思っています。 以上で、終わります。
議 長	これにて、１２番 内堀靖子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 １時４０分より、再開します。 （１３：２８）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 （１３：４０）
議 長	９番 一木哲美議員
一木議員	通告に基づきまして、２点質問をさせていただきます。 本題に入る前に、少し前段ということで述べさせていただきたいと思います。 筑前町の面積は６７．１８キロ㎡、５１の自治体で構成をされています。たいへん広いこの筑前町、それぞれの地域の特性、課題、いろんなことがあるのが事実でございます。それぞれの役割、いろんな課題、また、力を入れて住民の方たちが取り組まれていること、それぞれの地域の良さ、また、苦勞されていること、いろんなことがあるという事実でございます。 私は、均衡ある筑前町の発展をというふうに願う１人でございますし、それぞれの良さを伸ばしながらですね、公平に、均衡に、この町が、地域が発展をしていくことが望ましいというふうに願うものでございます。 本日の西日本新聞一面記事に載っていました。 総務省発表、今年１月１日時点、日本の人口動向調査によるということで、前年同期より２４万３、６３４人、０．１９％人口が少なくなったということでございます。 １億２、６４３万４、９６４人が、１月１日付の日本の人口ということ、発表がされました。減少は５年連続、東京への一極集中が進んでいると。一方、３９都道府県で前年を下回っていると。

	65歳以上の方は、1994年以降で最も多い、3,158万2,754人ということですね、細かい数字が出てます。25%に当たるということですね。65歳以上の方が日本の総人口の25%に当たるということですね。 九州内では、福岡県のみが、人口が少なくならずに増えていると。 町長、何度も申されますように、本町においてもですね、微増ながら人口増ということですね。こういったことで、本当にうれしい、ありがたいなということは、同じところでございます。 しかしながら、今、申しましたように、日本はこのような厳しい人口減少の傾向、高齢化へ向かって進んでいるということでございます。 もう少し加えさせていただきます。 5月28日、日本農業新聞に記載されていました。 30年後の市町村人口は、農業地帯、農林漁業に従事する人の割合が高い市町村ということで、ほど減少すると。こういった市町村ほど減少しますよと。2013年の農村白書では、そういうふうに推計をされているということでございます。 白書は、農村地域の人口減が、今後加速すると、予測をしています。農業生産活動や共同活動の弱体化、地域資源や定住基盤の崩壊が懸念されると。 そして、翌日の5月29日、同じく日本農業新聞でございます。 全国7県、16市町村でつくる全国源流の里協議会がまとめた源流白書によると、里山の荒廃や人口減少などは国民問題であると、いうふうに訴えております。 本町にかかわることでございます。 中山間地域などの過疎化、高齢化は深刻化しております。若者がふるさとを離れ、地域に残る人は高齢者となり、住民減少、住宅の空き家現象が進み、地域の行事、今から質問させていただきますけども、草刈りや野焼きとか、支障をきたしていると。今後さらに耕作放棄地が増え、その先には限界集落化へ向かっていくことが懸念されます。 本町でも真剣にこのことを考え、対策を早めに取り組む必要があると考えるわけでございます。 議長に申し出まして、皆様お手元に夜須高原の様子ということで、写真の資料、ペーパーを用意をさせていただいています。 この夜須高原地域には、九州自然歩道の案内板、それから、筑前町の自然環境保全条例指定地域の看板、案内板が立てられてございます。 上の右のほうは山頂付近、みなみの里の案内板の看板が設置されています。その真ん中の段の左のほうは、左側のほうが今年除草された山でございます。半分ほどは草刈りができてない山の様子でございます。 その右のほうも同じような形で、除草された山、そして、右の下の方は雑木林へ進行中ということですね、今年、去年までは野焼きをしていますので、今年は野焼きをしておきませんので、雑木林化へ、今、進行中というようなのが、一番右のほうでございます。 1年、2年、これが進行しますと、雑木林化がどんどん進行するということになっていくということでございます。 本題に入らせていただきます。 夜須高原は、町の宝といわれています。標高300mから約500mという高原に立てば、天気の良い日は、眼下には開かれた筑前町、そして遠くは、筑紫野市、久留米、大牟田から島原方面が一望でき、澄んだ空気、清流、そして豊かな森林と草原が、訪れる人々を心豊かに満足感を受け、リフレッシュできる地域であります。 この地域には、やすらぎ荘、第2野の花学園、年間約16万人の来訪者がある国立夜須高原青少年自然の家、年間約12万人の来訪者がある福岡県立夜須高原記念の
--	--

	森、夜須高原カントリークラブなどの施設や事業所がございます。 国立夜須高原青少年自然の家では、夜須高原で一番高く、展望がはずらしい、この写真の下の方から2番目のところでございます。真ん中ですね、ここが一番高いところです。 一番高く展望がすばらしい山頂へ向かうオリエンテーションの企画を、来訪した子どもたちに提供しています。 この地域の住民と施設の人々は、力を合わせて高原地域の行事などを行い、連携を深め、地域の活性化と発展に努力をされています。 しかし、現実問題は、地域住民の高齢化が深刻であり、加えて居住者減少、居住離れなどが増えて、厳しい現実となっています。 質問は、夜須高原の荒廃に絞りますが、夜須高原地域の三箇山地域では、長年続けてこられた野焼きを、今年から中止されました。 その要因といたしまして、1つは、高齢化が進み、関係家庭から1名の参加が困難となった。2つ目、後継者がいなくなった。出られない。3番目、関係者も段々減少してきたなどで、継続困難の判断により中止とされました。 私も約10年ほど前から、夜須高原の野焼きボランティアとして参加してきました。先に申しましたことの深刻さを身をもって感じてきたところです。 この問題について、私は、平成19年6月議会の一般質問で、町の見解を尋ねた経緯があります。 当時は、合併後2年後くらいで、手柴町長のときでありました。質問と答えについて、述べさせていただきます。 私の質問は、夜須高原地域では、高齢化、後継者不足などにより、原野の手入れ管理、草刈り、野焼きの人出が手足りずに、ここ3から5年先には、このことが続けられない状況である。放置すれば町の宝である夜須高原の原野も雑木林化となり荒廃する。町の指導、支援が必要だが、どうされますかということで、質問をさせていただきました。 町長の答えは、名前のとおり、夜須高原に復活せねばならない。有志のボランティアなどを募りながら、町としても財源を確保し、指導、旗振りは町が必要があるというふうに、答弁をいただいております。 そこで、質問に入らせていただきます。 まず、順を追って質問させていただきます。 1点目でございます。 夜須高原、三箇山地域の野焼きが今年から取りやめられたが、町はこのことについて、どのようにお考えになられるか、見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員質問のとおり、当該三箇山地区において行われておりました夜須高原の火入れにつきまして、本年より取りやめられたことは確認しておるところでございます。 また、この件につきましては、先ほど平成19年6月と申されましたけど、第3回かと思しますので、ご報告いたします。の、定例会の一般質問につきましても、一本議員が懸念されていらっしゃることも承知しておるところでございます。 地元のほうに調査をしましたところ、本当にこの土地につきましては、元々牛の放牧地などに利用されていた共有地でございます。 その後、個人分配された土地につきましては、植林等の遍歴を得て、残った頂上付近の三差路部分をはじめ、数カ所に火入れを行い、災害対策及び風光明媚な草原としての景観を、維持管理を行われていたと聞いております。 しかしながら、議員ご指摘のように、近年高齢化や後継者不足、さらには熟練者の

	減少により、活動の存続が危ぶまれ、地元において幾度となく協議を重ねられた結果、残念ながら、今回火入れの取りやめが決定されたということを聞いております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	質問を先に続けさせていただきます。 夜須高原は、先人が植林された、現在は豊かな山林となった地域や原生林、雑木林などで構成しています。 そして、毎年野焼を行い、草原、高原として、人々が訪れ、その視界を広め、人が足を踏み入れることが可能な地域があるが、これら草原は、この地域の人々が手を加えてこられ、守られてきたわけでございます。 しかし、今後これらの草原が荒廃へ向かっている、また、すでに荒廃して雑木林化が広まっている。 そこで、次の質問でございます。 夜須高原の現在の自然環境が損なわれ、荒廃していくが、町として、このことについての対策として、どのようなことを考えられますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 この素晴らしい夜須高原の姿を、春を迎える前に、火入れという人の手を借りることで維持され、訪れられる方々に自然豊かな山の感動を提供してもらっているところでございます。 しかしながら、この作業を継続していくにつきましては、数多くの問題があり、現在、その解決策につきましては、たいへんもどかしい思いではございますけれども、手詰まりの状況であることが現状でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	先に、質問を追っていきたいと思います。 夜須高原地域の野焼ができなくなってきたということで、今年は、去る5月の1日、2日、7日、28日と6月の3日に、夜須高原の山頂付近、県道の両サイドの山の草刈りをなされました。 三箇山地域の関係者での野焼が困難となり、夜須高原の森の音楽祭関係、4施設ボランティア関係者、約11人、及び筑前町林業研究会の方々、15名くらい、総勢26名が4日半くらいかかって、2カ所の山の草刈りを実施されておられます。 草刈りをされた方々はボランティアということだが、事業所の社員や職員であり、給料を支払って参加してもらったとのこと。 事業者の方は、自前で、社員、職員に給料を支払い、奉仕をなされているわけでその苦労は、従来の野焼の場合、1日で、私もボランティアで手伝いをさせていただきました。1日で9カ所の山の草原を野焼をしていましたが、このたびは先ほど申しました方々で、4日半をかけて、2カ所の場所の山を、草刈りをなされました。 たいへん重労働であり、急な斜面の場所もあり、苦労をなされたところでございます。 来年以降も継続するにしても、費用もかかるので、何とか歳出の支援をしていただければと望まれているわけですが、町としてはこの点について、先に申しましたように、田頭町長前の手柴町長の折にはですね、町も支援をしていかなければいけないんじゃないかということございまして、その後具体的な支援が、今までできなかったということで、私も努力が足りませんでした。 野焼きを、また、復活ということも難しいでしょうけれども、町の支援ということもですね、町の宝である夜須高原を守っていくためには、必要であるんじゃないかなと。

	当然ながら、この山は、この三箇山地域の方たちの財産の山でございます。町の町有林ではないということは承知はしています。 しかしながら、先ほどから申しますような状況でございます。地域のそれぞれの事情、特性ですね、日本の状況、この筑前町の状況というのは、地域のいろんな状況、課題があるということを踏まえてですね、町の宝であるこの地域を守っていくためにはですね、やはり町も、そういったことについての支援が必要じゃないかなと思っておるわけでございますけれども。 繰り返して申します。継続していくためにも費用がかかると、なんとか歳出の支援等をいただかなければ、継続はできないんじゃないかというふうに考えるわけでございますけれども、その点についての見解を求めたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 先ほどの町の支援対策ということで、ご質問でございますが。 今、議員発言のとおり、この、現在野焼きをしておる土地につきましては、民有地でございます。 三箇山区におきましては、九州自然歩道の維持管理や町のふれあい広場をはじめといたしました、5カ所の公園の維持管理をお願いしております。 しかしながら、このお願いしておる土地につきましては、いずれも公有地でございます。管理すべき土地を委託しておるところでございます。今回のような民有地への支援については、いかがなものかと考えておるところでございます。 また、併せまして、地元の方々にお話を聞きました。 その中では、金銭的な支援でなく人的支援、それもボランティア支援でなく熟練者の支援が必要と感じたところでございます。 また、併せまして、少し話は飛びますが、阿蘇の野焼きにつきましても、近年草原の野焼きの面積を大幅に減少している現状でございます。 今日まで、三箇山区の方々の取り組みにより、過去から脈々と取り組まれてきました野焼きでございますが、経過と現状を踏まえまして、地元所有者の方々の意向を前提に、今後は、高原としての維持に限定せず、自然環境の保持という幅広い観点から議論をする時期が来ているのではなかろうかと、考えているところでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	ただいま、農林商工課長のほうから答弁をいただきましたけども。 どなたにお尋ねをされたかは分かりませんが、全住民に尋ねられたわけではないでしょうですね、そういった考えを述べられたということも事実でしょう。 私も住民の方にもお尋ねをしました。 そういった中では、先に手柴町長の折にですね、町の支援をとということで、お尋ねをしましたときにも、地元の方たちは、お手伝いを、ボランティアをとという希望を、確かにされてありました。 しかしながら、私もそういったお手伝いをさせていただく中で、現実的にですね、やはり全く経験のない人が、そういった中に入って行っている、そういった災難に巻き込まれるということ等を、私もたいへん心配をいたしてきました。 火が風を呼ぶ、煙が広まりますと、逃げ場がなくなってくると、いろんな想定外の状況が出てくる中でですね、ボランティアをなかなか職員の方に、実際呼びかけてということも、非常に私も悩みました。 地域の方たちも、その先の強い言葉は出せない、ということは、やはり前にも事故があったと、ですね。ある方のお母様が煙に巻かれて亡くなったと。

	前は、家庭から2名ずつ出ていただいていたということが、そういった事故があって、1名ずつということで、段々少なくなったということでございます。 希望は、今、課長が申されますようにですね、ボランティアでお手伝いしていただくことができれば、今年も継続できたかも分かりません。しかしながら、これはもうできないわけでございます。 それで、先ほど申しましたように、この事業をされてある方が、社員の方を10名、15名出されて、会社の仕事をしていただいているときと変わらない給料を出されて、そして、こういった草刈りをしていただいているという方々は、そういった歳費の支援をいただきたいと、来年続けられるかどうか分かりませんということだけでも、費用が要るんですということですね。 前に戻ればいいけど、戻れないといった中で、そういった意見もいただいています。 そういうこともあるんだということで、いろいろそういったことを踏まえてですねここをこのまま、じゃあ地域の財産区だからということで放置すれば、荒廃して、もう今の草原がなくなるということは、もう目に見えて分かります。 だから、自然、ここに出ていますように、環境保全の指定地域ということ踏まえて、町としては、どうにか考えていこうかということでございますけれども、いろいろ知恵を絞っていただきながら、取り組んでいただかなければいけないということは事実かと思えます。 1つお尋ねは、最後にとっと思っていたのは、緑の募金というのがございます。この活用をいただいてということで、お尋ね申し上げますけれども。 緑の募金は、ご承知のように、平成25年に始まった緑の羽根募金、平成7年6月に施行された緑の募金法により、緑の募金として生まれ変わりました。 今年度も1家庭が300円を目標に、区へ募金を依頼をされています。 この募金を基に緑化推進を図る、募金目標額は2,816千円というのは、平成25年の目標に対しまして、2,462,528円が募金をいただいていると。これは、窓口募金と行政区の募金でございます。 緑の募金の事業助成ということで決まりがありますけれども、今年度も緑の募金を財源に、緑づくり助成金交付要綱に基づいて、助成を行う計画であるということでございます。 25年度事業実施団体は、美和みどり保育所、みなみの里、中牟田小学校、三輪小学校、夜須中学校、そして本年度、26年度は、実施団体といたしまして高田区が手を上げてあるということでございます。 ということで、この緑の募金を活用いただきながら、町の支援として取り組んでいただくことができればと、いうふうに思うわけでございますけれども、いろんなこの使途についてはですね、縛りがあるでしょう、決まりがありますでしょうけどですね、緑、この草原も、緑、草原を維持していくためには、広く考えれば、こういったことも私は適用できるんじゃないかな、というふうにも考えるわけでございますけれども、いかがでございますでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 緑の募金の活用による支援はできないだろうか、というご質問でございます。 緑の募金事業の趣旨が、森林整備や緑化推進が主たる目的でございまして、高原の維持管理に向けた活動支援につきましては、なじまないと考えております。 しかしながら、当該地区におきましては、中山間地等直接支払制度というのに取り組まれてあります。 この事業において、協定書等の変更など行う必要はございますけれども、共同取り組

	みの一環として位置づけをされれば、委託等の対応も可能ではないかと考えているところでございます。 いずれにいたしましても、当該地区より、このような相談等がございましたら、今申しました提案を含めながら、協議を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	私は、県外へ研修等で出ましたらですね、どこから来ましたかと言われましたら、筑前町ですよ。筑前町、福岡県でございます。福岡県筑前町って分かりませんねと。そうしますと、やすらぎ荘という施設があるんですけども、森繁久彌さんとか伴淳三郎の先生各位がですね、善意でもってご寄附をいただいて、障害者の通所の施設がございますし、それから、身障者の施設として第2野の花学園でございますけどですね、こういった施設があるし、全国植樹祭が実施された、こういった場所であるし、という話をしますと、「ああ」と、「分かりました」と申されるわけですね。 イメージ的には、やはり夜須高原というのはですね、皆様方もやはり高い木もございますけれども、やはり草原ということをイメージされると思います。 町の宝というのは、やはりこの草・原の草原がなくて、雑木林と植林された木ばかりであれば、夜須高原という言葉も出ないでしょう。昔の、先人の方々が、この草原を守ってこられた。 ただ、先ほど申しますように、日本の各地域の状況が、現況が大きく変わってきたといった中でですね、地域を、地域の方たちだけで守れないという、この現実、現状、これをですね、町はやはり見捨てていくわけにはいかないということかと思われまます。やはり願わくは、できる限りは、この小さい集落も手を差し伸べながら、地域を守っていく方たちに、少しでも手を差し伸べるですね、そういったことがないと、筑前町の地域も過疎化が進んで、1つ、1つ集落が壊滅していくということになってはいけないと、いうふうに願うわけでございます。 そういった、もう切迫した、切実な状況にあるということであるということ、しっかりと私ども議員としても、また、職員の皆さん方も認識を深めていただきながらですね、もう手を差し伸べてあげなければと、個人の所有の、この地域の所有の山が、地域の方たちだけでは守っていけないということは、町の宝が、財産が大きく変貌してしまうということに繋がるわけでございます。 最後に、町長のご見解をお願いいたしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 高原の問題、草原の問題、まさに人を守ることでございます。いかにして、あの山間地域ですね、集落を守り維持得るのか。そのことについて、先人も先輩もしっかり考えてまいりました。 そこで、とった方策が「太陽の園構想」であります。森の中に福祉と教育の園をつくるんだ。その施設をつくることによって、雇用が生まれる。雇用が生まれたら兼業、林業ができると。兼業農家と兼業林家が、そこで維持することができました。 そのことを継続して続けておりましたが、それでもやはり大きなうねりがございまして、若者がなかなか定住しにくくなっているのも事実でございます。 そういった中で、行政が何を手を打ってきたか、ということでございますけれども、まず、施設誘致に努めました。 国立というですね、なかなかああいった施設を誘致するのは、なかなか困難でもございましたけれども、先人は国立の青少年自然の家を誘致してくれました。 併せて、全国植樹祭というですね、本当に福岡県では1回しかあってないような大

	事業を誘致することができました。その跡地が記念の森公園で、多くの交流人口で、賑わっているとおりでございます。 そして、なおかつやすらぎ荘というですね、本当に福祉の心のこもった施設ができた。本当に福祉と教育の園、これこそ私は、町外的にも自慢できるゾーンではなかろうと、心から思うところでございます。 しかしながら、そのようなことでございまして、私どもで今何ができるかと。私も町長にならせてもらったとき、一番に思ったのは、情報過疎になってはいけないということでございました。光ファイバーを絶対あそこまで通すんだというのが、私は、夜須高原への思いでもございました。 そのことで、光ファイバーが敷設されましたら、確かにあちらのお母さん方からですね、メールをいただきました。よもやこの地域で、光ファイバーでサクサクとした通信ができるなんて思ってもなかったと、子どもたちがたいへん喜んだと。 そういったふうに、より住みやすい地域をつくることが、草原を守ることに繋がるんだろうと思っているところです。 しかしながら、草原の野焼きは極めて特殊でございます。誰でもがボランティアで参加して、作業できるものではないと、私も思っております。私も参加したことはございませんけれども、あの野焼きの雰囲気は分かります。 私も40年前ぐらいから知っておりますけれども、一帯が草原でございました。そして、いくらか肉牛が放牧されているのも記憶がございます。 そういった経済事情のなかで、草原ができたことも事実でございます。そういった経済事情が大きく変わることによって、やっぱり土地利用も変わっていったということでございます。 先ほど農林商工課長が申し上げましたように、中山間地域の農地・水バンクと申しましょうか、そういった制度がございますので、ぜひ、国、県の支援を受けながらですね、こういった地域は、そういった利用を、より紹介をしていきたいと思っております。 また、町でできることは、野焼き以外にもあろうかと思っております。昨日、夜須高原音楽祭に案内に來られました。まさに施設と地域住民が一体となってイベントを起こす。なかなか他の地域ではないような取り組みだと思っております。 幸いにしてあの施設には様々な人材がおられます。そういった方々とより密接な交流をなされて、地域がさらに活性化するようにですね、町もしっかり見守っていきたいと思っております。野焼きはなかなか困難でございますけれども、しっかりとした思いは持っているつもりでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	1つ目の質問は、今、町長からも町長の思いを込めてご答弁をいただきました。 この大きな地域の課題は町の課題であるしですね、これを放置できない、先延ばしはできないと。来年のことも、またすぐ迫ってくるということをですね、私どもも承知しながら、そして、町で人的な支援はできない、直接的な支援ができなくてもですね、間接的でも、また違った形で支援をいただくように、ひとつしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、また、私も、このことは、ずっと関わってただけにですね、知らないというわけにはいかないところでもありますしですね、どうぞよろしくお願いしたいと思います。 それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。 防災行政無線施設整備事業について、ということで質問させていただきます。 防災行政無線統合整備事業を、平成26年から平成27年度にわたり実施することになりました。 この事業は、三輪地区が20年前、夜須地区が16年前に設置したそれぞれの防災

	行政無線施設を統合整備するもので、総事業費が８０５，１６０千円で、７６４，９００千円は、合併特例債を活用し、一般財源は４０，２６０千円ということで、たいへん有利な事業であります。 今回６月定例議会において、委託料及び工事費で２４２，４３０千円が計上されたところであります。 この事業は、本町全域、全世帯にかかわる工事であり、町の事情がよく分かる地元業者のかかわりがあったがよいと考えます。 また、合併特例債関連の事業も、この防災行政無線統合整備事業と多目的運動公園整備事業が、残る事業でも規模が大きい物であります。 工事発注は、共同企業体、ＪＶ方式を採用すれば、関係地元業者に参加の機会ができるわけではありますが、どのようにお考えされているものか、お尋ねをしたいと思います。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 町としてはですね、今、議員申されますように、大きな事業でございます。 よってですね、地場企業単独指名を、まずは考えます。 しかしながら、やっぱりこれにはですね、規模が大きいというふうなことで、単独参加ができないというふうなことでございますので、地場企業育成という面からですね、企業努力によって、そういうＪＶ方式で参加されるならばですね、そういう制度を採用するというふうな考えを持っております。 過去もですね、いろいろ上下水道から町営住宅、オンリーワン事業、それから学校校舎、ランチルーム、それから篠隈保育所ですか、ほとんどやっぱり地場企業にやっていただきましたかったんですが、高額なためにですね、参加できないというふうなことで、ＪＶという形を取らせていただいておりますのでございます。 今回もそのようなことで、企業努力によって、地場企業の方がＪＶの申請があればですね、参加が可能だというふうなことで、６月２３日月曜日に告示をいたしております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	入札の責任者でございます副町長ですね、いろいろと地元業者育成ということで、町長、ご配慮をいただいているということで、ありがたく思うわけでございます。 これまで町は、下水道、上水道、その他ですね、こういった地元の業者の方たちが、経験をまだ重ねられていなかった折からですね、そういった機会をつくっていただきながら、参加の機会、そしてまた育成ということをですね、ずいぶんと経験それから力を高めていただいたというふうに認識するものでございます。 このことは、地元業者の方たちもですね、大きな感謝と喜びというふうに考えるところでございます。 今、見解を述べていただきました。取り組みもすでに２３日にですね、そういったことで、発表されたということでございます。 町内の業者の方が、どれだけそういった意欲と参加ができるかということは分かりませんが、地元または、この近隣の甘木朝倉にも業者の方がおられるでしょうけれども、そういった範囲も、また考えられるかどうかは定かではございませんけれども、地元のこの筑前町の業者の方たちにですね、意欲をもって町のためにという業者の方にはですね、機会をとということでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。 もう１つ、２つ目でございます。 この事業では、無線施設の基地局が三輪地区に再送信局等を含め６カ所と、夜須地

	区には、同じく9カ所、計15の無線局が設置される計画であります。 本庁役場の親局には正誤装置、操作卓の設置、15カ所の中継局には屋外拡声装置、無線装置などの機器が設置される。この機器の取り扱いメーカーでございます三菱電機、日本電気、東芝、富士通ゼネラル、パナソニック、日本無線、日立国際電気、沖電気工業、モトローラソリューションズ、9社あると理解していますが、入札におきましては、幅広いメーカー、ディーラー、特約店など、施工実績のある近隣企業も選考に入れてもらったがよいと考えます。 将来、維持管理、保守点検などメンテナンスも生じてくることを考えた場合、近隣企業選考のメリットを考えるべきだと思いますが、この件についてのご見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 業者選定につきましては、指名委員会で、事業の概要等を確認し、指名選定要綱及び、それに基づく基準、6項目の基準があるわけですが、それに基づいて選定をいたしております。 まずは、先ほど申しましたように、1点目は、地場企業育成を重視するということ。それから、各企業にはランクを持っておられます。それから、評点というのを持っておられます。 それによって選定するということですが、このランクと評点につきましては、経営事項審査を受けなければ、一応、そういうランク、点数はいただけないわけでございます。 要するに、ここで、企業の力が示されるというふうなことでですね、こういう大きな事業になれば、仮に1000点以上ですね、企業でないと、町としては任せられないというふうな、ある程度のそういう基準を設けてですね、指名をするわけでございます。 それから、過去2年間の指名実績がある業者、それから、過去3年間の受注実績がある業者、それから最後にですね、営業努力並びに他市町村の実績があるメーカーというふうなことでですね、そういう6つの項目を設けてですね、選定をいたしております。 議員申されますように、そういうメーカー、ディーラー、特約店、そういう企業さんにおかれましても、そういう最小限の点数なりランクを持ってあればですね、土俵に上がれるというふうなことになると思っております。 そういう基準を設けてですね、選定しておるということでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	筑前町誕生いたしましたので、今年9年目、来年3月22日、合併しましたのが3月22日でございましたので、来年3月には10年を迎えるという、このですね、9年から10年のこの年に、この筑前町の三輪地区、夜須地区の、違った内容の防災行政無線がですね、一本化できるということはですね、これは本当にですね、町民の願ひでございますし、職員の皆さん方もですね、そのことを以前から願われておられましたことが、実現できるということでございます。 併せて、今、副町長ご答弁いただきましたように、町の努力をする業者にもですね、参加の機会をいただけるということはですね、本当に地元の業者にとってもありがたいことでありますしですね、業者の方たちのご努力、力もいただきながら、合併後この9年間にわたり、学校施設、上水、下水、それからオンリーワンの事業、いろんなことが整備されてきました。 この事実ですね、これは、町が1つになって、この合併後10年に向けて、心を1

	つに取り組んできたことの、1つのこの大きな事業が、あと目の前に迫ってきているということでございます。 できるだけ地元の業者の参加をいただきながら、そして、責任ある施工をしていただいて、住民の方たちが、この防災行政無線を完備いただくことによってですね、安心して、この筑前町で生活が送れるように、そしてまた、行政内のいろんな放送等を通してですね、スムーズに皆さん方が、地域の行事とかいろんなことがしっかりと実行できるようにということで、この大きな事業が計画どおり進みますように、心から願うわけでございます。 2つ質問させていただきました。いずれにしてもですね、町の大きな課題でございます。来年10年目ということでございます。いろんな課題と地域の状況がございますけれども、町の職員もいろんな、そういったことを受け止めていただきながら、私も議会もしっかりと、町の中心地域それから福岡の都市圏の出入りする西部地域ですか、それから、この夜須高原の地域、いろんな地域の特性がございますけど、そういったことも含めながら、そしてこの防災行政無線が設置、完備できることによってですね、さらに町が発展をしていくように、心から願いながら、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。
議 長	これにて、9番 一木哲美議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩します。 2時40分より、再開します。 (14:28)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (14:40)
議 長	4番 田中政浩議員
田中議員	本日の、6月議会の一般質問の最後でございます。よろしくお願いいたします。 昨日のワールドカップ2014では、たいへん残念な結果に終わりましたが、日本代表選手の皆様には、前を向いて頑張っていただきたいと思いますし、筑前町も同じく前進し、進化していきたいと思っております。 また、ご承知かと思いますが、ヤンキースで活躍しています田中将大投手も、6月23日現在、大リーグメジャーで単独トップの11勝2敗でございます。筑前町の田中も頑張りますので、よろしくお願いいたします。 まず、まちづくりについて、4項目から質問いたします。 1、宅地の開発工事でございますけども、筑前町の人口は、合併当時は減少しておりましたが、近年交流人口は4年前から増加し、定住人口も2年前から微増ではありますが、増加に転じ、本年も増加傾向でございます。 町の定住人口3万人と交流人口の、さらなる増加をめざして、財政問題に留意しながら、攻めるまちづくりを推進すると、言葉を6月議会初日、町長が申されました。そこで、お尋ねをいたします。 本年度消費税増税に伴い、住宅の新築等が増えております。現在も8%から10%に向けての宅地の造成工事等もまだまだ増えていく地域もあるようでございます。 宅地開発工事の、筑前町の指導要綱について、お尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町は、町内全域が都市計画法に基づく都市計画区域内であり、非線引き区域で用途区域を設定しています。

	建築物を目的とする造成工事が伴う開発区域が3000㎡以上の開発行為は、都市計画法に基づく都市計画法第29条の、県知事の開発許可が必要となります。 この開発許可制度を補完するために、筑前町開発指導要綱があります。この要綱は、1000㎡以上の開発行為が対象となります。 都市計画法による許可は、法に基づく監督処分権限を要していますが、開発指導要綱の目的は、無秩序な開発の規制、災害の防止、公共施設の整備、及び自然環境の保全などを調整することにより、町の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉に増進することを目的としているところでございます。 それから、法的規制、条例規制ではなく、あくまでも指導要綱であり、地域の開発トラブルを未然に防ぐために、開発デベロッパーと協議するものでございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございます。 いわゆる大規模な開発工事等もある。それからミニ開発、ミニの開発工事もあるということでございますけれども、私ども地区に関しましてはですね、ミニ開発が主ではなかろうかと思っております。 地元のミニ開発については、地元の説明会などが、全体的ではなくですね、地域の区長さん、また水利関係者との現地説明等で、説明が行われておるのではないかなと思っているんですけれども、その点いかがでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町開発指導要綱の第7条に、利害関係者の同意が必須となっています。これは、地元区長及び水利関係者の同意となりますし、条件記載欄もあります。 都市計画法に基づく開発許可申請の場合は、審査基準の必要図書となっておりますけれども、これらの同意関係につきましては、市町村独自の上乗せ基準でございます。 また、要綱の第32条に、開発行為などの事前説明があり、事業主としての説明責任は、当然、開発デベロッパーにあります。様式、要領は問いませんが、近隣住民などに説明しなければなりません。地域によって異なりますが、会議方式、個別説明記録簿などの図書が添付されており、地域のコンセンサスは得られているというふうに判断している状況でございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	図面などで表示されて、こうなりますよと言われても、図面が確認できる方とできない方がいるわけでございます。 町の将来を見据えた指導等が重要になると、私は思っております。区長さん、また水利関係は必ずしも専門知識があるわけではないと思っております。 そのために、開発申請時に的確な追加や修正の要望ができず、工事完了後に異議を申し立てても、なかなか対策等が遅れて、得られないような状況があるに思っております。 このようなトラブルをなくすために、開発申請時に的確な支持。また指導が行えるような、体制づくりが必要であると思っております。 開発申請時に専門知識を持った役場等の職員の立ち合いは、今後各地域に可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員ご質問の、個別の開発計画についての、個々の現場立会等は、開発申請前ので

	すね、現場立会等は必要ないというふうに考えております。
議 長	田中議員
田中議員	必要ないということでございますけれども、地域から要望等があった場合、要望、要請があった場合は、可能でございますか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 開発計画に基づいて、開発計画の、先ほど述べました事業内容の説明につきましては、当然、開発デベロッパーが説明責任として、事業計画を地元の皆様に説明しなければならないわけで、あくまでも事業主は開発デベロッパーですので、オブザーバーとして都市計画職員が、参加してもらいたいというようなご要望等があれば、参加は可能ではないかと思っております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	そのようなときがあった場合は、よろしくお願ひしたいと思っております。 要は、私が何を言いたいかと言いますと、地元福島ということでございますけれども、昔のミニ開発で、宅地開発を行ったときにですね、セットバックというのがございますけれども。セットバックが行われたとこと行われてないところが同じ道沿いにある、でこぼこしたような状態がある場所がございます。 そういったことですね、後から申し出をしても、なかなか通らないというのは現状かと思っております。 ですから、町をつくる際にですね、そういったことがあると、非常に残念だなというふうな思いで、現在を見ているわけでございますから、今後そういうことのトラブルが、なくなればいいのかなというふうな思いで、こういうふうな一般質問をさせていただきました。 そういう形ですが、町長、ご意見があれば。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が今、ご質問のとおり、ご指摘のとおり、確かにそういった現場がございます。私も承知しております。 今後そういったことがないようにですね、極力町のほうの指導も、注視していきたいと思います。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございます。ぜひお願ひしたいと思っております。 次に、2番目の、四三嶋工業団地について、でございます。 マルヤス関係につきましては、石丸議員の昨日の一般質問で分かりましたので、除かせていただきます。 私の線で、私の見解を申しますと、マルヤス工業さんの内容がどうであれ、現在まだ未開発の7.6haの土地が、どうするのが大事ではないかと思っております。 本来であれば一括申請が理想ですが、現在は1つずつの申請となっております。新たに進出希望される会社もあると聞いておりますが、その後はどうなっているのかを、お尋ねをしたいと思います。 公表できるのであれば、お尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 前日の石丸議員様の回答と重複しますが、よろしくお願ひします。 これまで、複数の企業から相談はありましたが、平成22年改正農地法により、農地転用が特に厳格化されており、農地転用見込みが立たないため、見送ってい

	る状況でございます。 計画区域は農業投資が行われた優良農地であり、1種農地と判断されています。農地転用見込みがない限り、農振除外が認められません。 農地法に限って申しますと、4haまでが県知事許可でございます。2ha以上は、農政局協議が必要となります。4ha以上は、農林水産大臣許可となります。 いずれにせよ、許可権者がだれであろうと、農政関係部局との調整が必要です。 例外規定はあるわけですが、農業に資する場合が認められるようです。 それでもハードルが高い部分は変わりませんが、企業からの打診があった場合は、事業計画内容を聞き取り、農政関係と協議をしていますが、農業に資する部分がないため、これまで誘致不可能と判断している状況でございます。 それから、農地法の転用見込みが立たない限り、取り組めない部分があります。農業に資する部分があれば、少しなりとも明かりがとれるわけですが、企業に対して過大な期待だけでは失礼となりますので、慎重に、農地転用が可能な事業所になり得るか、関係所管と調整を行い、判断したいと考えているところでございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	農業に関する業者がいつ現れるのかというのは、定かではございません。待つばかりではいけないと思っておりますので、何のために工業団地化というふうな状況で、あの地域をなさったのかを考え直してですね、どういう業種であれ、来るの拒まずじゃないですけども、来ていただけるならば、努力する価値があるのではないかなと思っております。 せっかくある団地を開発し、ある程度大きな道も付けですね、開発していったわけでございますので、車部門だけにとどまらず、いろんな業種の方でもいいのかなと思っております。 筑前町の業種の種類の中でも、四三嶋工業団地に移転を希望されている方もいると聞いております。業者の選定を早くし、残りの開発も全部いっぺんにできればいいのかなと思っております。 見解をお願いしたいと思います。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 その件につきましては、先ほど課長が申しましたように、非常に平成22年以降ですね、農地法の改正がありまして、厳しくなっております。 以前についてはですね、ほんと農工法でやろうかと、一度にやろうかというふうな計画を持っておりました。 その当時はよかったんですが、22年以降がですね、非常に厳しくなって、農業に資する企業でないといふことで、だめですよというふうなですね、縛りを受けたわけでございます。 非常に町としてもですね、非常にそういう一方的な、一方的と申しますか、法でございまして、法を曲げてですね、そういう政策は取れないわけでございますが、何とか少しでも農業に資するということであれば、鉛筆なめなめでもですね、努力はしていきたいというふうには思っております。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございました。 鉛筆ではなくマジックでもねぶっていただいてですね、よろしくをお願いしたいと思っております。 それでは、次の質問をさせていただきます。

	太陽光発電に関する質問でございます。 まず、住宅用太陽光発電設備補助金ですね、本年度補助金の現状をお知らせください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	ご説明します。 太陽光発電システムにつきましては、地球規模での環境、エネルギー問題の対策としまして、筑前町でも率先して取り組んでいるところでございます。 住民に向けての住宅用太陽光発電システム設置補助金について、ご説明いたします。 新エネルギーの普及と地球温暖化防止対策として、平成20年度より町内住宅に、太陽光発電システムを設置する住民に対し、1kW当たり25千円で、上限が4kW、10万円までの補助を行っております。 当初は21件の申請でございましたが、年々増えておりまして、一昨年から年間100件を超えるようになり、昨年度は138件の設置申請がありました。これまでの設置実績合計は、438件となっております。 本年度につきましても、当初予算で1,400万円を計上しております。 4月から5月末時点での設置件数は21件でございます。金額にして1,968千円の補助金を交付しております。 今後も住民要望は非常に高いものであり、継続して、当事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	消費税が5%から8%、8%から10%になるわけでございます。まだまだ伸びてくるのではないかと考えていますので、引き続きよろしくお願いしたいと思っております。 筑前町の公共施設及び公用地における太陽光発電設備導入可能調整報告書は、3月に提出されていると思います。公表は、6月6日のホームページで、私は見ました。 早く公表されていればですね、この質問はなかったのかなと思っているわけですが、まず、遅れた経緯について、発表が遅れた経緯をお願いしたいと思います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	ご説明いたします。 昨年度、福岡県再生可能エネルギー発電設備導入促進事業費補助金を活用しまして、筑前町の公共施設及び公有地における太陽光発電設備導入可能性調査を実施しました。議員が言われましたように、筑前町ホームページへ6月6日に掲載したところでございます。 これにつきましては、調査検討のとりまとめ報告書の提出が、3月末であり、4月に庁内各課報告をいたしまして、意見集約等に期間を置いていたものでございまして、この時期になったものでございます。 掲載までに期間がかかったことにつきましては、誠に申し訳ありませんでした。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	理由は分かりました。ありがとうございます。 では、この調査結果を踏まえてですね、今後の筑前町の公共施設に対する設備予定等の考えを確認いたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えします。 この調査につきましては、太陽光発電設備未導入の公共施設や公有地が多く見受け

	られることから、町内の大小107施設と2カ所の公有地を対象に、導入可能かどうかという検討を行ったものでございます。 施設の検討にあたりましては、建物の用途、構造上、屋根面積、残存年数、そしてPR性や災害時の指定避難所であるかなど、5つの条件で、検討対象施設の絞り込みを行っております。 最終的に、専門メーカーへの聞き取り、屋根形状、日照条件等を勘案いたしまして、筑前町少年大使館、ファーマーズマーケットみなみの里、めくばーる学習館、大刀洗平和記念館、中牟田小学校学童保育所の、5つの施設を候補として抽出しております。 この5つの施設を検討した結果、大刀洗平和記念館を除くいずれの施設も、大小がありますが、採算性が見込まれるものとなっております。 また、町有地につきましては、検討対象地として、旧両町のごみ焼却場跡地、夜須地区で面積4200㎡、三輪地区の面積が3500㎡でございます。この2つを調査いたしました。 検討結果は、ごみ焼却場跡地であるため、掘削に規制がかかることから、基礎埋め込みが困難であることが考えられます。また、発電効率を高めるためには、周辺の樹木の伐採が必要であり、それに起因する土砂崩れなどが想定され、防止対策費や、先ほどの基礎や課題材料が、特殊施工となり、高額になる可能性がありますので、採算性はあまり期待できないものとなっております。 以上の検討内容、結果につきましては、先ほど申し上げました報告書として取りまとめ、町のホームページへ公表しております。 今回の可能性調査の結果を受け、今後の町としての進め方につきましては、庁内各課に内容を報告いたしまして、報告書を配布しております。 当施設の所管課で内容を把握、確認し、導入に向けた詳細な検討を行うこととしております。 また、採算性の面だけではなく、町の率先施設に対するアピール度や町民への環境教育、防災、景観等、導入に伴う付加価値の有無等、多角的な面から評価を行ったうえで、各種補助事業制度の調査も併せて行い、迅速に対応できるよう準備を進めて行く考えでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございます。 5カ所の場所につきましては、なるべく早く設置をできるようお願いしたいと思っております。 また、町長にお尋ねいたします。 その他ですけれども、新しい建物で、篠隈団地、篠隈保育所、新大刀洗団地、新町団地、井出団地、建設あたり、団地については、共有部分の階段、エレベーター、街灯というのは、太陽光設備が少し、4キロだったかな、少しのあれがあると思いますけど、設置がされております。でも、まだまだ屋根に余裕があると思っております。 また、各小中学校は、本年度よりエアコンが導入される予定です。今後の設備は、売電を視野に入れて、設置計画も大事ではないかなと思っております。 本年度工事予定の篠隈団地の2期、その後の東小田団地を含め、太陽光発電の考えは、筑前町全体ですすね、電気代の削減等も理想だろうと思っております。住宅事業との、それは切り離し、計画を急いだほうがいいのではないかなと思っております。答弁をお願いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	先に、住宅関係について、計画課長が説明して、そのあと私が考え方を述べます。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	事務的なこととなりますので、都市計画課のほうから答弁させていただきます。 町営住宅の整備は、公営住宅法に基づきまして、法の目的や住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。 町営住宅の太陽光発電につきましては、新太刀洗団地、新町団地、井出団地、篠隈団地に、3kWから4kWの太陽光発電設備を設置しています。 各々団地には管理組合があり、共用部分の電気代を入居者より負担していただいております。 電気代は、太陽光発電の売電分と相殺し、不足分を管理組合が負担するというものです。共益費の負担軽減に繋がっています。 先ほど議員がご質問されておりました町営住宅の屋根は、一般家屋に比べ広い面積を有していますが、ここに太陽光発電設備を乗せ、売電となれば、目的外使用というふうになるため、屋根全部を使用する太陽光発電設備の設置はできない状況でございます。 それから、篠隈団地は、1つの団地として取り扱っておりまして、物理的な状況で、第1期と第2期に分けておりますが、1期工事で太陽光発電設備を設置していますので、2期工事では設置する予定はありません。 東小田団地計画につきましても、他の団地同様に扱う予定でございます。以上でございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が今質問のとおりですね、この今、ソーラーシステムの導入というのは、非常に有効性があります。後年度の財政負担にもですね、大いに貢献できるのではなかろうかと、そのような計算ができる太陽光でございますので、可能な部分については取り入れていきたい。 現に庁舎もですね、先駆けて50kWを上げております。各学校にもですね、あの時点では早かったろうと思いますけれども、10kWないし9kWをですね、すべての小学校で設置しているところでもございます。 また、新たな分につきましても、ただ、売電については、いろいろ制約もあるようでございますけれども、ただ、当該施設の電気料も、今後はさらに上昇が見込まれますので、そういったものも含めまして、将来の財政負担軽減のためにも導入をしていきたいと考えております。 それにはタイムリーな補助事業が必要でございますので、それに十分アンテナを張っていきたいと思っております。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございます。 できる限りのですね、利用されるところは利用していただいて、設置できるところは設置をしていければ、売電とか相殺になろうかと思っておりますので、大事じゃないかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。 それからですね、通告書にはあげておりませんでしたが、電気繋がりということですね、町長の考えをちょっと聞きたいなというふうに思っております。お答え願えれば幸いです。 近年、電気自動車の需要が非常に増加しております。そこで地域サービスとして、本庁に電気自動車用の電気スタンドを設置するのはいかがかなと思っているんですが、その点ちょっと回答していただければ助かります。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 電気自動車でしょうか、水素自動車でしょうか。 (「どちらでも」の声あり)
町 長	水素のほうはですね、今、知事がしっかり力を入れておられます。前知事もしっかり力を入れておられましてですね、個人的にも何とかならんかという話もいただいたところでもございます。 ただ、かなりの経費がかかるということだけは事実でございますので、その辺も含めまして検討していきたいと思っております。 現段階では、以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	前向きに検討よろしくお願ひしたいと思ひます。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 これで、本日最後の質問になろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。 小中学校の危険箇所について、お尋ねいたします。 小中学校の通学路の危険箇所についてですが、毎年何件ぐらい申請され、何件ぐらい解決しているのかを、まず確認をいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 新規箇所といたしまして32カ所、対応済み箇所としまして24カ所でございます。
議 長	田中議員
田中議員	分かりました。 今からですね、毎年毎年危険箇所というのは、各小中学校で上がってきて、スクールリーダーとか、いろいろなバージョンで見ているんですけれども。 なるべく少しの経費で終わるバージョンについては、短期間で改善していただきたいと思ひます。 今後もこういう危険箇所については、調査があると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 次に、自転車の関係でお尋ねしたいと思ひます。 昨年の12月1日から施行されている改正道路交通法では、歩道のない道路では、白線で車道を隔てた道路の隅が路側帯。路側帯も歩行者が通るので、自転車は徐行が原則でございます。 自転車は、路側帯を通行する際は、左側通行のみに変更されております。違反すると5万円以下の罰金でございます。 町内の中学校の通学路には、自転車通行の道路標識のある歩道は、私は、ないと思ひます。自転車の道路交通法改正に伴い、歩道ではなく、車道通行をせざるを得ないわけでございます。 そこで、三輪中学校の前の歩道設置の状況が、現在どのような状況になっているのかを、まず、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 三輪中学校前の歩道につきましては、県の事業でございますけれども、現在、私のほうで把握している現状について、報告をさせていただきます。 現在、三輪中学校付近の歩道につきましては、久光橋から西のほうに向かって、約100m程度は両側に歩道が整備してありますけれども、それから西のほうに向かっ

	ては、北側のほうにですね、狭い歩道があるという現状でございます。 一応、この区間につきましては、自転車通行可の看板が立っているわけですが、非常に歩道が狭いために、しかも小学生と中学生と一緒に通学をすると。一般の方も通れますけれども、そういう形で、非常に狭い、危険な状態でございます。 この箇所は、通学路の危険箇所の中にも入っておりまして、早急に改善が求められていたところでもございます。 そのようなことから、平成23年度に福岡県のほうで事業化がされまして、現在、進行中でございます。 現時点では、幅3.5mの自転車・歩行者道、自転車も歩行者も通れる歩道計画を、北側400m、現在歩道が整備されているところから、久光信号の先付近まで、それから南側は、現在改良されているところから、喫茶店前付近までを、歩道整備計画をするという形で、25年度に、地元関係者、地権者の説明まで終わりをしまして、大まかの了解は得ているところではございます。 今年度につきましては、用地測量及び物件補償調査を行いまして、関係者への用地の相談に入っていくという計画を聞いております。 それが整いましたら、来年度以降、南側を先行的に整備をし、そちらを通れるようにした後に、北側を整備をしていきたいというふうな考えのようでございます。 事業期間としては、概ね5年程度を目標とされてありますけれども、予算の付き具合で、どうなるかは不確定なところはございます。 なお、質問にはございませんけれども、参考までに、今年度から朝倉県土内の歩道整備関係の事業としましては、JRの二の側のところから東のほうに約100m程度、それから、中牟田橋の改修と歩道の工事が、本年度から来年度にかけて行われる予定でございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	ありがとうございました。 私が今思っているのはですね、筑紫野市の県道になります。ゆめタウンの手前の左側に歩道があるんですけども、自転車の歩道と歩行者の歩道、色分けされてある歩道が、新しくできているのが現状でございます。 そういう歩道をですね、筑前町に1つ、つくっていただければ、分かりやすくなるのかなというふうな思いがございまして、ぜひ、県のほうにも心がけいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 こういったことを含めて、東小田小学校区の区長さんをはじめ、地域議員、小中学校PTA関係者との中で、仮称国道386号歩道整備促進期成会というふうな設立をですね、向けて、今準備しているところでございます。 執行部、また担当部署の課長さんにはたいへんご迷惑をかけると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。 最後に、町長にお願ひいたします。 全体的に筑前町に対して、子どもたちの通勤、通学の在り方、また考え方、今後に向けての考え方をですね、ご見解をどうかなと思っております。 今の基本では3.5mという歩道が、設置がされているのが現状ですけど、今の現状ですと、1mとか狭い場所とかの歩道が多々あるようでございます。そういうところを含めて、今後どうお考えなのかなというふうに、お尋ねをしたいと思ひます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 歩道整備につきましては、極めて重要でございまして、より近年、その歩道に対する関心が高まってきたと、そういった認識でございます。

	ただ、一番肝心なのは、やはり３８６の歩道だろうと考えております。３８６の歩道を改善することが子どもたちのためでもあるし、一般住民のためでもあると、そのようにも考えます。 また、併せまして、教育委員会としっかり連携をとりながら、必要な箇所につきましては、何しろ予算を伴うものでございまして、連携しながら、優先度を決めて、優先順位を決めて整備を進めていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	どうかよろしくお願いいたします。 また、３８６号線の期成会でございますけれども、官民一体となつてですね、できることは少しずつ前向きに行ければと願うところでございます。 以上で、私の一般質問を終わります。本日は、どうもありがとうございました。
議 長	これにて、一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでございました。 （ １５：１８ ）